

ヘーゲル「法哲学」に於る諸個人と国家

— 「国民」形成の一側面 —

小川 清次

目次

頁

序	1
---	---

I 市民社会と国家

I-1 国家としての市民社会	7
----------------	---

- 《社会契約論批判》
- 《市民社会－特殊性の活動》
- 《特殊性と普遍性との統一》

I-2 特殊意志の「自由な」展開領域としての市民社会	12
----------------------------	----

- 《国家への信頼》
- 《司法活動と行政活動》
- 《普遍的家族としての市民社会》

I-3 ポリツァイとコルボラツィオーン	17
---------------------	----

- 《人倫性の回復》
- 《コルボラツィオーン》
- 《コルボラツィオーンと国家（執行権）》
- 《諸個人の人倫化》

II コルボラツィオーン

II-1 市民社会の身分編成	24
----------------	----

- 《市民社会の三身分》
- 《身分の誇り》
- 《商工業身分》
- 《自立的人格としての商工業者》

II-2 コルボラツィオーンの編成	31
-------------------	----

- 《コルボラツィオーン》
- 《コルボラツィオーンとツunft》
- 《第二の家族としてのコルボラツィオーン》
- 《コルボラツィオーンとポリツァイ》

II-3 コルポラツィオンと国家	36
《コルポラツィオンと都市》	
《ドイツ的自由》	
《都市の自治》	
III 公民	
III-1 市民と公民との対置	43
《市民》	
《公民》	
《自由の実現》	
III-2 公民の形成	48
《コルポラツィオンに於る人倫的側面》	
《国家の成員》	
補論 司法活動の国家の中への位置付け	
— 公民形成或いは自治を巡って —	51
《司法制度と国家体制》	
《司法活動》	
IV 国民の形成 — その一側面 —	
IV-1 ヘーゲルの時代	56
《時代の哲学的把握》	
《主権国家》	
IV-2 「国民の」形成	60
《国家の統一》	
終わりに	62

凡例

※ ヘーゲルの所謂『ドイツ憲法論』および、『民会論文』はズールカムプ版全集より引用し、文中ではその巻数（其々、I、Ⅱと記される）とその中のページ数により示している。

また、『法の哲学 綱要』は、同じくズールカムプ版より引用し、Rphの記号と、節番号を以て示した。ただし、ページ数を以て示した箇所もある。

邦訳・英訳のあるものは、一々挙げないが、これを参照した。

※※ ヘーゲルの「法哲学」講義は、遺された筆記録の筆記者の略号を以て示している。即ち、

1817/18年冬学期講義の筆記録者はWannenmannであり、Waの略号により、

18/19年冬学期講義の筆記録者はHomeyerであり、Homの略号により、

22/23年冬学期講義の筆記録者はHothoであり、Hoの略号により、そして、

24/25年冬学期講義の筆記録者はGriesheimであり、Grの略号により示す。

それぞれの出典は以下の通りである。

Wa : *Vorlesungen*, Bd. 1, Hamburg 1983

Hom : *Die Philosophie des Rechts*, Hrsg. v. K.-H. Ilting, Stuttgart 1983

Ho : *Vorlesungen über Rechtsphilosophie*, 1818-1831,
Ed. v. K.-H. Ilting, Bd. 3, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974

Gr : *Vorlesungen über Rechtsphilosophie*, 1818-1831,
Ed. v. K.-H. Ilting, Bd. 4, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974

※※※ 引用・参考文献

（本文中で引用するに際しては、それぞれ著者名を以て示している。）

Ritter : Ritter, J., *Metaphysik und Politik*, Frankfurt am Main 1969

Riedel : Riedel, M., *Bürgerliche Gesellschaft und Staat bei Hegel*,
Neuwied und Berlin, 1970

Huber : Huber, E. R., *Deutsche Verfassungsgeschichte, seit 1789*,
Bd. 1, Stuttgart, 1960. (Revidierter Nachdruck der 2. verbesserten Aufl. 1990)

Heffter: Heffter, H., *Die Deutsche Selbstverwaltung im 19. J. h.*,
Stuttgart, 2. Aufl. 1969.

Ilting : Ilting, K.-H. : *Vorlesungen über Rechtsphilosophie*, 1818-1831,
Bd. 1 Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974.

ハルトウング

: F. ハルトウング著『ドイツ国制史』成瀬治訳 岩波書店

ミッタイス

: ミッタイス=リーベリッヒ著『ドイツ法制史概説』世良晃志郎訳 創文社

エーストライヒ

： 「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系」

F.ハルトゥングほか著『伝統社会と近代国家』岩波書店 所収
フィアハウス

： 「18世紀後期のドイツにおける身分制と国内行政」(同上)

上山安敏

： 「陪審裁判制」(上山安敏著『法社会史』みすず書房 所収)

ルソー： 『社会契約論』桑原武夫ほか訳 岩波文庫

Bruford: Bruford, W.H.: *Germany in the Eighteenth Century: The Social
Background of the Literary Revival*, Cambridge, 1935.

Die Preußische Städteordnung von 1808, Textausgabe
mit Einführung v. August Krebsbach, Stuttgart u. Köln,

****引用文中〔 〕は筆者の補ったものである。

原文中のイタリックは、斜体の文字で示してある。

序

ヘーゲルの「法哲学」——出版された『法の哲学 綱要』のみならず、彼の行なった講義をも含む「法哲学」——を研究する際、念頭に置かざるをえないものに、プロイセンとの関係を巡る問題と、マルクスによる批判とがある。前者はヘーゲル国家論の発展史に関わる問題であり、後者は純粋な理論構造を巡る問題であると、差し当たりは言うことが出来る。プロイセンとの関係を巡る問題に就いては、『法の哲学 綱要』(1820年暮れに刊行)の執筆された時期がヴィーン会議(1815年～)で復古主義、反自由主義を掲げる反動体制の確立された直後に当たることから、特にその序文に述べられた「理性的なもの、それは現実的である。／そして、現実的なもの、それは理性的である」という一節をとらえて、ヘーゲル国家論は反動的なものであり、ヘーゲルはプロイセンの御用哲学者である、と批判する立場が挙げられる(R.ハイム¹⁾など)。或いは、ヘーゲルは、カールスパートの決議(1819年9月)に含まれていた検閲条項に配慮して、その著作に改変を加えたのだ、とする立場もある(K.-H.イルティンク²⁾など)。また、マルクスによる批判³⁾の要点は、ヘーゲルが国家を理念の現実態とし、市民社会を現象界としたことに就いて、本来人間が活動する場である市民社会をヘーゲルは転倒してとらえており、主体的なものを主体的なものとして考察してはいない、という所にある。

これらの批判のうち、まず、プロイセンとの関係、および、ヘーゲル国家論の変更を巡る問題に就いては、同国のベルリン大学に招聘される以前にヘーゲルがハイデルベルク大学で1817/18年冬学期に行なった講義の筆記録が1982年に発見され、翌年刊行されて以降、ほぼ決着が付けられたといって良い。即ち、その筆記録に記されたヘーゲル「法哲学」体系は、立憲君主制論をはじめとして、ヘーゲルが三年後に刊行する『法の哲学』と実に多くの点で連続性をもつものとして展開されているのである⁴⁾。

マルクスによるヘーゲル国家論批判の後、ヘーゲル「法哲学」の研究はこれまで、専らその「市民社会」論に重点が置かれてきている。このことには、国家論を扱うことはプロイセンとの関係に目を配らざるを得ず、論者の政治的立場も相俟って、ヘーゲルの議論に与するか痛烈に批判するかの何れかの立場に成らざるをえないということが、理由のひとつである。そして、ヘーゲルが「発見」し⁵⁾、展開した市民社会論は、そこで議論される貧困論に象徴されるように、毀誉褒貶の激しい国家論と対照的に、極めて豊富な示唆に富むものである、ということも出来るのである。

本論考で目指したのは、これら発展史的研究でも、理論的研究でもなく、ヘーゲルが「法哲学」で展開した「国家」論を、「国家」の統一性に焦点を当てて、認識された諸現実に対して発言する、言わば、発言者としてのヘーゲルの一側面を明らかにすること、あるいは、その端緒を得ること、である。フラン

ス革命の波を受けて大きく揺れ動いた時代を生きたヘーゲルは、所謂『ドイツ憲法論』（清書稿1802~03年）や『民会論文』（1817年）、『イギリス選挙法改正案について』（1831年）等、当時の政治状況に敏感に反応した議論も展開している。「ドイツ」の状況に就いて彼が述べていることに、何よりもまず看取されるのは、「ドイツ」に統一国家の成立することへの彼の願望である。ヘーゲルが『法の哲学』を出版するまでの、歴史状況を概観しつつ、その点を辿ってみると――

ヘーゲルは『ドイツ憲法論』の中で、往時の「ドイツ人」がドイツ的自由を謳歌して、国家権力の許へ従うことを潔しとせず、しかも、彼等には、自分達が何れかの国家に帰属した国民であって、その国家権力の許に服属しているのだ、という意識は無かった、と述べる（I S. 453 u. 465f.）。国制（Verfassung）レベルでのドイツ的自由（Deutsche Freiheit）とは、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国（das Heilige Römische Reich Deutscher Nation）」を構成し、帝国議会に出席する資格を有する帝国等族（Reichsstände）の自由のことである。即ちそれは、帝国等族がその臣民（Untertan）に対して無制限の支配権を有し、皇帝に対しては特権や権利（それぞれの領邦を支配する権利）を有することによって独立性を確保している状態をいう。帝国等族のこの権利はヴェストファーレン条約（1648年）で正式に認められ、「ドイツ的自由の思想は、法の領域から一般的な感情の世界へ奥深く滲透し、ドイツにおける帝国意識の決定的に重要な構成要素となる」⁶⁾。それは、神聖ローマ帝国の終焉（1806年）に至るまで維持され、18世紀に至っても、ドイツの住民にとって祖国（Vaterland）とは各自の属する領邦国家（Landstände）を意味するに過ぎず、自分の住む地域以外の他の地方は外国（Ausland）と見做されており、「ドイツ」全土を対象としてこれを愛する愛国心というものは、殆ど知られていなかった⁷⁾。ヘーゲルの表現を借りれば、

「諸地方および諸領邦等族（Landstände）の利害が、ドイツ（Deutschland）にひとつの国家権力（Staatsmacht）が存立することに結びついていることは、非常に良く分かっていることである。しかし、行動に関しては、ドイツのために（für Deutschland）という関心は諸地方自身には全く疎遠なものになっている。「ドイツのために」と言ったが、実際このラントが誰の関心を惹き起こすであろうか。このラントに対する愛国心（Patriotismus）がどこから生ずるであろうか。……（I S. 577）」。

かくして、ヘーゲルは「ドイツはもはや国家ではない（I S. 461）」と断ずる。ドイツに各領邦国家は存立していても、「全ての人々と全体との、連帯の力（I S. 462）」は、これをそこに見出すことができないのである。

このことを「ドイツ人」は1792年に始まったフランスとプロイセンおよびオーストリア連合軍との戦争に際して経験している。それは、フランス政府に対して「好意的中立」を保つことや、不介入の方針を伝える等族の出現⁸⁾に象徴されるが、「帝国等族が帝国に対して無関心だったことの」「最も有名で最も明瞭な証拠」⁹⁾は、1795年にバーゼルでプロイセンがフランスと結んだ単独講

和条約であり、この条約によってライン左岸は――帝国に諮ることなく――フランスに割譲されたのである¹⁰⁾。

『ドイツ憲法論』を執筆していた時期（1799~1803年）のヘーゲルは、神聖ローマ帝国――リュネビル講和条約（1801年）では「ドイツ帝国」という名称が用いられ、その後、この呼称が一般に用いられ始める――がオーストリア主導の許で「統一国家」たる事に期待をかける旨の記述をしている。即ち、ラシュタット会議の開始（1797年）によって、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」の解体が始まるが、ヘーゲルはこの時、ドイツが「その大部分が外国勢力の権力下に入り、その大多数の等族（Stände）が次第次第にこれら外国勢力に政治的に全く依存するようになり、そして、仮令、若干の等族、二三の等族などが、まだ一つのクライスの大きさの、或いは二三のクライスの大きさの国家として存続することができるとしても、弱小等族や、聖界等族は全く併吞せられることになる（I S. 577）」かも知れないと、ドイツの状況に対して危惧の念を抱いていた。そして、ドイツが外国の支配下に置かれなくようにするために、ヘーゲルの提案しているのは、「一つの国家権力が組織せられ、ドイツの民衆が再び、皇帝及び帝国との関係に立つようになること（I S. 577）」によって「ドイツが新たに己れを一つの国家にまで組織する（I S. 577）」ことであるとする。そして、「ドイツ帝国」がオーストリアを中心とした国家として再建されることに望みをかけていたのである。

神聖ローマ帝国（ドイツ帝国）はその後、帝国代表者会議主要決議（Reichsdeputationshauptschluß, 1803年）と、ライン連邦（Rheinbund, 1806年）の結成を経て消滅し、嘗ては300有余存在した帝国等族のうち、小規模の貴族・騎士・都市領や、教会諸領は陪臣化（Mediatisierung）や世俗化（Säkularisation）されて中小諸国家に併合される。そして、1815年に始まったヴィーン会議でドイツ連邦（Deutscher Bund）が成立し、それは新たに35の領邦国家と4つの自由都市とにより構成されていた。そして、これらの国のいずれもが、自国領として新たに編入された諸地域を纏めて「ひとつの国家を建設するという課題（IV S. 464）」に直面することになる。ライン左岸へのフランスの直接統治を始めとして、ドイツ全土が直接間接にフランスの支配を受けることとなったが、解放戦争後に成立したドイツ連邦内のドイツ諸国では、それぞれが統一国家の形成を図るために、フランスで制定されたシャルト（Charte constitutionnelle, 1814年）に範を得た憲法が制定されている。

1817年秋にヘーゲルは、故国ヴュルテンベルクで開催されていた憲法制定会議（1815年~）の議事録を分析し批評した論文（『民会論文』）の中で、代議制（repräsentative Verfassung）を備えた憲法（Verfassung）の制定を、「我々が我々の時代に於てその成立するのを見た、……ドイツ君主制を完成せんとする事業（IV S. 462）」と見做す。さらに、立憲君主制の持つ「君主制度に代議制を結び付ける諸概念、即ち、合法的状態の規定や立法に際しての国民の働き掛けの規定を結び付ける諸概念が、一般に受け入れられた確信（IV S. 466）」になっているとも述べている。そして、ヘーゲルは、その『民会論文』を執筆したのと

同じ年の冬学期に「自然法と国家学」と題した講義を始めている。そして、ベルリン大学に移ってから18/19年、19/20年それぞれの冬学期に、同じ題目の講義を行いながら、1820年に『法の哲学 綱要』を出版している¹¹⁾。

ヘーゲルは、以上概観したような、彼にとっての現代に於て正に立憲君主制諸国家が建設されようとしている時期に、自らの概念把握した「国家」の理念を、「立憲君主制国家」論として展開している。そして、それを大学の聴講者に講義するのみならず、出版を通じて「広汎な公衆(Rph S. 11)」に向けても公表している。そこで、本論考の視点は、ヘーゲルが、「立憲君主制国家」という「国家」の「統一性」を如何に考え、発言しているのか、というところに置かれる。言い換えると、ヘーゲルは、「国家」の中に生き、しかも同時に、それを言わば構成しその活動を支える諸個人の有り様を如何なるものとして考察し、それを公衆——伝統的な「ドイツ的自由」が深く浸透していると彼自身の認識している公衆に向けて、と言って良からう——に対して、発言しているのか、ということに置かれる。

斯かる視点に立ってヘーゲルの「国家」論を考察することは、彼の言う「人倫の理念の現実態(Rph§257)」としての「国家」を考察することの一環、或いは、その基礎的考察を成すこととなる。人倫(Sittlichkeit)とは、ヘーゲルに於て、近代以降獲得され解放された主体性(主観性)が、客観的な諸制度としての共同体に於る他の主体との共同的活動を通じて、普遍性を得た有り様である、と差し当り言える。ヘーゲル「国家」論に即して言うなら、「抽象法(権利)」として確立された個々人の(所有の)権利——その実現される相互依存関係が、ヘーゲルの所謂、欲求の体系である——と、社会的諸関係の中で主体が自らのものとしてゆく善の理念——道徳性として主体に内面化される——とが、統一された有り様、それが人倫であり、この人倫は「国家」に於て現実化する、ということである。ヘーゲルの考えでは、市民社会の中で諸個人は、所有物という形で自らの特殊な意志の内容を実現させるが、この特殊意志の実現は、諸個人の内面に有る普遍的善の実現されるかどうかということとは無関係である、という。そして、「国家」という普遍意志と諸個人の特殊意志とが統一されて初めて、諸個人は人倫的有り方——自由意志の実現——を得るに至る、というのである(vgl. Rph§258)。

先に述べた「国家」の統一性の問題とは、この意味では、普遍意志と特殊意志との統一性の問題に他ならず、従って、論点は、特殊意志としての諸個人と、普遍意志としての「国家」との統一の有り様を、ヘーゲルが如何なるものとして考え、「国家」の中に諸個人をどのように位置付けようとしているのか、ということになる。ヘーゲルは市民社会を人倫の理念の「分裂態(vgl. Rph§157)」と規定し、そこでは普遍性と特殊性とが分裂していると見做す。ヘーゲルの考えでは、其処で活動する市民は、一方で自らの特殊意志の実現を追求するとともに、その内面に自ら有する道徳的善の追求をも目指そうとするが、これら私益の追求と普遍的善の実現とは相容れない、とされる。そして、両者が「統

一」され、人間の特殊性が人倫的普遍性を得るのは「国家の成員(Rph§258)」となって、初めて可能である、ともいう。ヘーゲルに於る「市民」という概念は、それをヘーゲル自身が「表象にとっての具体的存在者」「人間」(Rph§190 Ann.)と説明しているように、比較的分かりやすいものである、といえるであろう。(ヘーゲルから二百年近く経った現代でも——意味内容の変化・相違は有るとは言っても——市民、市民社会なる語が普通に用いられていることを思い起せば良からう。)しかし、ヘーゲルは、かかる市民が人倫性を獲得して「国家の成員」となることは、論理的に必然的である、と考える。ここで問題となるのは、市民が「国家の成員」となるとは如何なることであるのか、ということである。本論考の論点のひとつは、この問いの追究である。さらに、ヘーゲルはなぜ「国家の成員」たることにまで述べ進んでいったのか、ということも問題になるであろうが、この点に就いては既に、大雑把ではあるが、答えが明らかであると言える。即ち、「国家」を新たに「建設する(VII S. 464)」という時代にあつて、ヘーゲルはその「国家」の「成員」の何たるかを叙述したのだ、と。そこで、もうひとつの論点として、この点の理解を更に進めると共に、ヘーゲルがその議論を通して何を目指し、読者・聴講者に何を訴えかけようとしたのであるか、ということの解明をも目指すことになる。

注

- 1) vgl. Haym, R. *Hegel und seine Zeit*, Berlin 1857. (Hildesheim 1974)
- 2) vgl. Ilting, bes. S. 102
- 3) Marx, K. *Kritik des Hegelschen Staatsrechts*, 1843.
- 4) 1817/18年講義と、『法の哲学』との連続性について詳細に検討したもの邦語論文としては、早瀬明『ヘーゲルの立憲君主制国家論』平成二年(『ヘーゲル學報』京都ヘーゲル讀書會編。創刊号 所収)を参照。
- 5) vgl. Riedel
- 6) エーストライヒ、203頁以下
- 7) vgl. Bruford, p. 297ff.
- 8) Huber, S. 26
- 9) ハルトゥング、227頁
- 10) vgl. Huber, S. 29f.
- 11) 以上概観した歴史動向とヘーゲルの「法哲学」、ないし、その「国家論」との連関では、様々なテーマが挙げられる。それを列挙するなら、即ち、先ず、ヘーゲル「国家論」に於て展開される立憲君主制と、西南ドイツ諸国で制定された諸憲法や、さらには、フランスで制定されたシャルトとの連関の問題や、ヘーゲルが「国家論」を展開するに際して、彼は「ドイツ」全土を統一する国家を論じられているのか、それとも、プロイセンやヴェ

ルテンベルク等の個々の国家を念頭に置いているのか、という問題。また、議会制度に関しても、ヘーゲルの説く市民社会の身分(Stand)編成に 対応した議会構成と、(曾ての神聖ローマ帝国での)領邦議会(Landstände)制との連関も問題になり得る。後者はヴィーン議定書(の第13条 — 本稿第IV章にて若干触れている)に拠ってドイツ諸国の導入した議会制とも連関するからである。また、ヘーゲル市民社会論に関しても、市民社会の自治とシュタイン都市条令との連関や、ドイツでは未だ一般的でなかった陪審裁判制の問題〔これについては拙稿『ヘーゲルの「陪審裁判制論」』(『哲学論叢』哲学論叢刊行会編。第21号所収)参照)、コルポラツィオンとツunftとの連関、ヘーゲルの説くポリツァイ論ないしポリツァイ概念と伝統的なポリツァイ学やポリツァイ概念との連関等々を挙げることができる。

I 市民社会と国家

I-1 国家としての市民社会

《社会契約論批判》

ヘーゲルは、理念の契機が展開する段階に即して、市民社会と国家とを区別している。つまり、ヘーゲルによれば、市民社会とは、特殊性と普遍性という契機が分裂して、それぞれが実在性(Realität)を得ている「差異(Differenz)の段階(Rph§181)」、即ち、現象界である。これに対して、国家とは、両契機の統一性が回復された現実性であり、理念の統一態として客観化された精神である。また、市民社会とは諸個人の特殊意志が普遍的なものに対峙して活動する領域であり、国家とは諸個人の意志に先行する普遍意志が自らを客観化したものである。そして、特殊意志としての個々人に対して、普遍意志たる国家は常に目的として存在し、国家は個々人に対して、国家の普遍性を彼等が自覚することを、言わば要求する(vgl. Rph§258)。ヘーゲルは、市民社会を国家と混同してしまうなら、国家と諸個人との関係を見誤ってしまう、と言う。

「国家が市民社会と混同され、国家の使命が、所有と人格的自由とを安全にし、保護することに置かれるなら、*個々人自身の利益*が、彼等の合一の究極目的となり、このことからまた、国家の成員(Mitglied des Staates)であることは何か随意のことである、という結論が出てくる(Rph§258Anm.)」。

ヘーゲルが、その論理概念に基づいて市民社会と国家とを分離する一方で、両者を混同して議論する立場に対しては、これを批判する時、彼の念頭に置かれているのは、特にホッブズ以降の社会契約説国家論であり、就中ルソーの国家論や、フィヒテのそれである¹⁾。ヘーゲルは、特殊性としての諸個人と普遍性としての国家との媒介を、国家の基礎付けとしての意志論に論点を置いて論ずる。上の引用の少し後で、ヘーゲルはルソーに言及して、「ルソーには意志を国家の原理として立てたという……功績がある(Rph§258Anm.)」と、一方では高く評価する。つまり、ルソーが一般意志(la volonté générale) — ルソーによれば、共同体ないしは人民全体にとっての公の利益、或いは共通の利益を目指す意志 — に基づいて、国家ないしは共同体の基礎付けを論じた点は、高く評価する。

しかしながら他方で、ヘーゲルの観るところでは、ルソーの立てた一般意志と全体意志との区別は不分明である。ルソー自身は、全体意志(la volonté de tous)を特殊意志(la volonté particulière)の総和であり、また、私的な利益の増進を目指す意志であるとする。そして、この全体意志と一般意志との相違を「〔特殊意志の〕総和から相殺しあう過不足を除くと、相違の総和として、一般意志が残ることになる(Lib. II, Chap. III)」と説明している。しかし、ヘーゲ

ルの考えるところでは、そのような一般意志とは、諸個人の意志から互いに異なっている要素を取り除いてゆき、最後まで残った共通の要素を足し合わせて、総和としたものに過ぎない。ヘーゲルは、この点でルソーを批判して、「彼は意志を、ただ個別的意志という特定の形式に於て捉えただけであり……、普遍的意志を……ただ、意識された意志としてのこの個別的意志から出てくる共通なもの(das Gemeinschaftliche)として捉えたに過ぎない(Rph§258Anm.)」と言う。

そして、そもそもヘーゲルにとっては、国家が契約によって形成され、また、かかる国家に普遍的な意志を見出すとする考えは、これを認めることのできないものである。ヘーゲルにとって、国家の普遍意志とは個々人の特殊意志に常に先行するものであり、特殊意志を自らの内に含むものではあっても(vgl. Rph§§5-6)、特殊意志から演繹的に導出され得るものではない。ヘーゲルにとって、国家とは、人倫的実体の意志が客観化されたものである。諸個人の特殊意志はそれぞれ自立的なものではあるが、その自立性は、諸個人の意志の自立性を支える人倫的実体——普遍的な実体的意志——の偶有性(Akkzidenz)として、自立的たらしめられているに過ぎないのである。

更に、自立的な特殊意志を有する諸個人相互の間に於て契約関係は成り立つのであるが、その関係は恣意に発するものである。——

ヘーゲルにとって、先ず、契約とは特殊意志相互の媒介である。この媒介は当事者相互の意志の間で「一つの共通な(gemeinsam)意志(Rph§75)」が成立することによって為される。そして、契約に臨む個々人は、所有(Eigentum)の権利能力(Rechtsfähigkeit)を行使する人格である。人格は、個別的で排他的な意志として、自分自身の意志の内に有る特殊な内容のみに関係し、自分が反省的に(reflektierend)見出したその内容を、自分の対象として実現しようとする(vgl. Rph§§34-5)。そのような特殊意志としての当事者達は、互いに「自立的(selbständig)で有り続け、……所有者で有り続けることを欲する(Ho S. 266)」。かかる自立的な個々人の間で契約が結ばれる場合、それは、個々人相互の間で利害の一致することが見出されて、共通意志が形成され、この意志に基づいて締結される。しかるに、実現されようとする意志の内容は、個々人が、自分の意志の内に見出される様々な内容から、選び取ったものであるから、「契約は人格の恣意(Willkür)より発する(Ho S. 266)」のである。契約は、それが所有権の行使主体としての人格同士の間で結ばれるものである限り、人格自身が有し、人格が自分の意志の内に見出す様々な欲望や、総じて意志の諸々の内容の中から選択したものを——形成された共通意志に基づいて、相手の所有物が自分の所有物となることの、相互承認を通じて——獲得しようとするものである。かくして、契約を論拠にして国家を論ずる社会契約論の立場に対しては、個々人の「恣意こそが国家を基礎付ける所以のものである(Ho S. 267)」と、批判せざるを得ない。その立場は、契約に同意するために要求される共通意志が見出せるかどうか、という判断を個々人の恣意に委ねるものとなるからである。それ故、ヘーゲルにとって、「国家の本性は契約関係の内には含まれる(R

ph§75Anm.)」ものではない。

《市民社会—特殊性の活動》

ヘーゲルは、国家の基礎付けを契約関係に求める社会契約論の立場を、以上のように斥ける一方で、また、次のようにも述べる。

「国家が様々な人格の一体性(Einheit)として、つまり、ただ共通性(Gemeinsamkeit)であるに過ぎないような一体性として考えられ、そこではただ、外的な結び付きしか存在せず、内的な結び付きは存在しないと考えられるなら、そのことによって与えられるのは、市民社会の規定に過ぎない(Gr S. 472)」。

ここでヘーゲルは、契約関係によって国家が成立し得ることを述べている。そして、その国家とは、互いに自立性を保ったまま対立的に、即ち外的に関係し合うような関係を通じて、諸個人が相互に結び付き合っているような国家である。そして、その国家とは、ヘーゲルの叙述する市民社会に他ならない。

「国家についての表象はしばしば、国家とは人格的に自由な諸個人から成る社会であると考えてことに、限定される。この表象によって、実際にはしかし、市民社会の立場しか把握されないのである。市民社会に於て、我々は諸個人の特殊な諸目的を基礎に置く。同様〔に特殊〕な他の〔諸個人の〕特殊性への関係が、これに付け加わる第二の規定であるが、この規定は普遍性の形式である。と言うのは、その関係には普遍性の形式があるのである。個人がそれ自身目的なのであるが、しかし、この目的は他者への関係の中でのみ到達されるのである(Gr S. 472f.)」。

ヘーゲルは「表象」された国家としての市民社会——「外面的国家」としての現象の世界(vgl. Rph§181)——を、自らの論理概念によって理念の分裂態として把握し、特殊性たる諸個人が「あらゆる方面に発展して存分に活動する権利(Rph§184)」を実現する領域と捉える。ヘーゲルの叙述する市民社会とは、諸々の自由な人格が、つまり、所有権の遂行主体であり、これの実現を追求する者としての自立的諸個人が、自己自身の特殊な目的を追求する社会である。それは、諸個人がそれぞれの特殊意志を、相互に依存し合う仕方で——所有を巡る契約関係を通じて——実現してゆく活動によって、成り立っているという意味で、欲求の体系である。この時、その特殊な意志とは、自らの内に反省的に見出される自然的な「衝動、欲求、傾向(Rph§11)」から、選びとられ、内容として定立されたものである。ヘーゲルの叙述する市民社会とは、その中で、自然的な欲求の充足を事とする自立的諸個人が所有を巡って互いに競争し合っているような社会であるという意味で、ホッブズ的な社会である。そしてまた、欲求の体系の中での、特殊意志の欲求や衝動には際限が無く、次から次へと新たな欲求が出現すると共に、それらの充足は、外的偶然性や他の諸個人の特殊意志に依存し、かつ又、欲求の反面たる欠乏や困窮も無際限である。それ故、ヘーゲルは、諸個人の特殊意志の活動の極点に「享樂と悲惨の光景と共に、それらに共通の肉体的かつ人倫的頹廢の光景(Rph§185)」を、即ち、富(Reichtum)の局所的蓄積と貧困の発生、そして、賤民の出現を洞察する。

しかしながら、ヘーゲルは、このようなネガティブな結末に至る叙述のみによって、市民社会論を展開しているのではなく、市民社会、或いは特殊な諸個人の織り成す欲求の体系の中に、ポジティブなものも認識していることを見落としてはならないであろう。差し当たり、明白に指摘できるのは、特殊な諸個人が自らを普遍性へと高める陶冶(Bildung)の過程である。そして、ヘーゲルは、諸個人が、欲求の体系の中での陶冶を通じて、自己の自由の実現へと歩み出す、と考えている。

《特殊性と普遍性との統一》

ヘーゲルに於て市民社会とは、理念の契機としての特殊性と普遍性とのそれぞれが、自立的な有り様で対立し合う領域である。つまり、特殊性たる自立的諸個人がその特殊性を発揮して、自らの生存を維持し、かつ、様々な欲求の実現のための活動を行う。同時に他方では、普遍性も自立性を保つ仕方で実在性(Realität)を得て客体化され、「特殊性とその究極目的を支配する威力(Rph§184)」として現われる。特殊な諸個人の活動と、それ自身の福利の実現とを「支配する威力」として現われる普遍性とは、概括的に挙げるなら、欲求の体系、経済法則、法律、司法活動、そして行政活動である。ヘーゲル自身の論理展開に即せば、諸個人の特殊性と欲求の体系等の普遍性とのそれぞれは、互いに固定されたままであり続けるのではなく、それらは相互に媒介されて必然的に統一される。或いは、市民社会に於る特殊性と普遍性とは、既に統一を前提として自立的に実在化している。理念は、その両契機が互いに対立し合うかたちで、一方では諸個人の特殊性として他方では普遍的な欲求の体系として現象しつつ、理念自身は統一へと向かい、普遍的資産(vgl. Rph199)等を産み出す。特殊性と普遍性との両契機の統一は、理念にとっては内的で必然的な統一である。しかるに、この統一は、市民社会に於る現象としては、普遍性が特殊性にとっての「内面的基礎(Rph §181)」として、特殊性の実在化(Realisierung)を制約する仕方で為され、また、普遍性自身の実在化も、特殊性を前提としてのみ為される。

「統一は、ここでは内的必然性に過ぎない。……両者は〔相互に〕他者に対して自分を維持するものとして……現象する。……しかし、いずれもが他者を自分の制約としており、ただ他者を通じてのみ有る(Ho S. 572f.)」。

諸個人の特殊性が、普遍性とこのように統一される過程、或いは、両者の統一された有り様が、ヘーゲルの言う陶冶である。ヘーゲルによると、陶冶とはまず、「普遍的な格率(allgemeine Maximen)に、即ち、諸形式に従って自らを規定する普遍的な仕方をいい、普遍的な仕方で振る舞い(sich benehmen)、行爲する普遍的仕方をいう(Gr. S. 483)」。特殊な諸個人と普遍的なものとのかかる統一は、諸個人が有用性の原理に従って、普遍的な形式を自らの行動としての規範とするものである限り、内面的な統一は為されない。しかるに、この統一は、外面的、対立的ではあっても、特殊な意志が自己を客観化し、自己実現する、という意味で、意志の自由の実現であり、形式的自由の獲得なのであ

る。 —

ヘーゲルは陶冶について、それは諸個人がその自然的な欲望の実現を目的とした活動を行なうことを通じて、欲求の体系という「普遍性の形式」と媒介され、特殊意志としての自らの内に見出される「個別性や自然性を……知と意志と(Wissen und Wollen)の形式的自由および形式的普遍性へと高める……過程(Rph§187)」である、と言う。ヘーゲルは市民社会を悟性国家と呼んでおり(Rph §183)、陶冶によって諸個人がそこで獲得する普遍性も、悟性的な形式的普遍性である。つまり、ヘーゲルの認識では、特殊性と形式的普遍性との統一を得る諸個人の陶冶に於ては依然として、両者の相互に自立的な対立は残っている。この普遍性は特殊にとっては、それを支配するものとして現われる。 — 即ち、先ず、諸個人の特殊意志の実現を媒介する欲求の体系として現れる。

こうしてヘーゲルは、欲求の体系の中で実現する統一とは、普遍性が諸個人にとって未だ内面化されずに、対立の残存している統一性であるとはいっても、そしてまた、諸個人に現われる(法則等の)普遍的なものが、差し当たりは、諸個人の特殊性を実現するための単なる手段と見做されるとはいっても、形式的普遍性を諸個人が獲得する陶冶という過程の中で、諸個人は既に自らを、普遍的に自由なものとして実現する第一歩を、既に踏み出している、と考えるのである。

「市民社会に於ては、先ず、悟性的有り方(Verständlichkeit)が形成される。この悟性的有り方は、理性的有り方(Vernünftigkeit)の次に位置するものであるとはいっても、諸個人が自由なものとして顕現する(die freie Existenz)ための本質的規定である(Gr S. 483)」。

欲望充足をその一方の原理とする市民社会に於ては、欲望は、何らの束縛も得ずに解放されて、思うがままに実現される。また、一人一人の個人は、自分の労働によってその欲望を欲望の体系を介して充足することによって、自己実現してゆく。この時、欲望や、傾向性といった人間の自然的本性や、また、利己心のみに基づく私益の追求は、ヘーゲルに於て、なんら否定されるものではない。ヘーゲルの叙述する市民社会とは、「歴史的に受け継がれてきた、人間の生活秩序のあらゆる前提から、原則的に解放(Emanzipation)されるかたちで、個々人としての人間の欲望の本性(Bedürfnisnatur)と、この欲望の充足のみを、抽象的労働と分業という形で内容としている社会」²⁾なのである。欲求の体系の中で活動する個々人とは、ギルドないしはツンフトというような、諸々の特権によって個々人の自由な労働を制約していた、伝統的諸組織からは解放された個々人である。この体系の中の個々人に於ては、所有の権利能力が等しく普遍的な権利として帰属する人格である、ということが、万人によって普遍的に承認されている。しかも、その所有権は — 司法活動という普遍性の「威力」によって — 法律上も、万人に平等に認められている(vgl. Rph§209Anm.)。欲求の体系の中で諸個人の自覚する自由は、普遍性との内面的統一の未だ為されていない形式的自由であり、そして、「自由の真理(Rph§15Anm.)」ではなく抽象的な自由である。しかし、その欲求の体系は、諸個人が自分達の自由を確証

し得る領域である。それ故、万人の相互依存の体系の中で、個人個人が全て、お互いの自由であることを相互に承認し、自分達の自由を「確信(Rph§15Anm.)」することが可能となる、という意味で、欲求の体系に於る自由の実現は、自由意志の実現のために決定的に重要なのである。

しかるに他方で、ヘーゲルは、かかる自由は個々人の労働により成り立つ経済社会としての欲求の体系の中でのみ成立し得るものであって、この自由を、特殊性たる個々人が自分達で、政治的領域——政治的国家と関わる領域——にまで拡張して、実現することは許されないとも考える。と言うのは、市民社会の中で個々人が自覚する自由が、「自由とは総じて、やりたいことをなし得るということである(Rph§15Anm.)」と、表象されてしまうなら、その自由は、特殊性与対立し、一切の特殊性を否定してしまう「否定的自由、ないしは悟性の自由(Rph§5Anm.)」という意味での、抽象的自由であるに過ぎない。万人の普遍的な自由は、1789年にフランス革命が万人に示した偉大な成果である(封建的特権の廃止や人権宣言)。しかし、その自由が抽象的自由として思い誤られてしまうなら、それは、曾て、ヘーゲル自身が既に『精神の現象学』の中で「絶対的自由と恐怖」という表題の許で叙述した、恐怖政治という個々人の否定をしか結果しない。「法哲学」講義の中でヘーゲルは、抽象的な自由が特殊的諸個人の否定——ジャコバン派の独裁と大量の反革命者の処刑——に至ったことを、次のように述べている。即ち、

「フランス革命の目的は、自由と平等、即ち、一切の区別の撤廃であった。所有や占有等々に関しての、人格の平等性が〔フランス革命には〕有った。そこではしかし、才能と権威の区別の一切の区別を撤廃しようとしたのであり、このことが、何か普遍的なものであらうと欲し、普遍性の形式に於る狂信(Fanatismus)を特徴付けているのである(Gr S. 114)」。

I-2 特殊意志の「自由な」展開領域としての市民社会

《国家への信頼》

普遍性の形式を得る個々人の陶冶は、それによって成立する自由が政治的領域にまで拡大されてはならないとはいっても、しかし、契約を介して相互の人格性を承認し合う意味での、欲求の体系に於ては、普遍性たる国家への信頼をも——司法活動と行政活動を介して——生み出す。ヘーゲルは、司法活動や行政活動によって産み出される形式的普遍性と特殊性とが統一され、それを通じて更に、個々人と国家との両者も結び付けられると考える。即ち、ヘーゲルは、特殊な個々人が、法律や秩序等に「適った振る舞い」をして、自らを普遍性に適合せしめることについて述べた後で、次のように述べている。——

「こうして、特殊な個性の利害は普遍者に結び付き、国家の存立(das Bestehen)に結び付く。このことが取り分け、近代諸国家の強さ(die Stärke)を成すのであって、即ち、その連関には、ただ単に人倫的有り方の根抵(Wurzel)

が有るのみならず、ひとりひとりの特殊な利害も有る、という強さである。…〔近代諸国家に〕実に深く根付いた根抵とは、全体の結合連関(der Zusammenhalt des Ganzen)は、特殊な個人がその中で特殊なものとして満足するということによって確証される、ということである(Gr S. 481)」。

ここでのヘーゲルは、個々人と普遍者としての国家とを、ごく日常的な、或いは素朴な心情レベルで結び付いた関係で捉えている。それは即ち、司法活動や行政活動の行う、諸個人の人格の法的保障や福利の保障によって、諸個人の心情の中には国家の活動への信頼感が形成されること、つまり、自分達の生活やその秩序、そして、市民社会全体は国家の活動によって支えられているのだという意識が諸個人に生ずる、ということである。法律や行政活動は、個々人の活動を規制する威力として現れるから、個々人はそれに対して反感を持ち得る。しかし、その威力無くしては市民社会の存立もあり得ない。それ故、

「かかる主観的な生活感情(Lebensgefühl)は、最初是人倫的普遍性〔即ち、国家の普遍性〕に対立して現れるものである。しかし実際には、この生活感情によって、この普遍性は支えられる。自分の国家が繁栄して欲しいとか、尊敬されていて欲しいという、愛国心や個人の関心には、ふたつの要素(Element)が有り、即ち、一方では、普遍的なものそのものへの個人の関心であり、第二には、その普遍的なものの中で個人が自分の特殊性を満足するということである(Gr S. 482)」。

「愛国心」そのものについては、本論考の最後に触れる。この引用で注意して置かねばならないのは、先ず、ヘーゲルが、市民社会に於る個々人の特殊性を、一方では、普遍性と対立したものとして捉え、従って、その陶冶によって形式的普遍性を得るものと見做しながら、他方では、その特殊性を単にかかる対立に終始すると考えてはいない、ということである。即ち、ヘーゲルは、特殊性としての個々人自身の内に、自分達がそれに対立していると感じ、それによって強制を受けていると思っているところの、普遍的なものへの信頼感が、陶冶を通じて生ずるということ、そしてまた、その普遍的なものが維持されることへの関心が個々人の内には有るということ、を述べている。市民社会に於る個々人に対して、普遍者が市民社会を秩序付ける「威力(Macht) (Rph§184)」として現われる時、特殊性としての個々人は、一方で、自分たちの活動を制限するものとしての、それと対立する。しかし、かかる普遍者、即ち、国家こそ、特殊性の有り方や行動、生計福利の維持と向上を「支配するもの(Rph§184)」であるということ、このことを個々人は、他方で——心情、ないしは心性(Gesinnung)のレベルで——認めざるを得ないし、かつまた、そのようなものとしての普遍者に信も置いている。この意味で、ヘーゲルの描き出す市民社会は、特殊性としての個々人の有り様そのものの中で、心性の面での分裂性を示しており、しかも同時に、普遍性との統一が既に指向されている、と言うことが出来る。

《司法活動と行政活動》

個々人の特殊性を維持する活動は、国家の市民社会に現れた活動としての司法活動(Rechtspflege)と行政活動(Polizei)とである。そして、両者それぞれに於て、個々人の特殊性と国家の普遍性とが統一されるのであるが、しかし、司法活動と行政活動とのそれぞれに於る統一には、言わば差異がある。即ち、前者に関しては特殊性と普遍性との統一が内面的にも為され得る、従って、ヘーゲルが市民社会に見出した、理念の分裂態が、司法活動に於ては、真の意味に於て、統一性を回復している。これに対して、行政活動に於る統一性は外面的に成就されるに過ぎず、それ故、個々人の獲得する特殊性と普遍性との統一態は、形式的普遍性であるに留まる、という差異である。——先走った考察であることを承知の上で敢えて言うなら、それ故、ヘーゲルは国家を論ずる際に、司法活動(司法権richterliche Gewalt)を行政活動(行政権polizeiliche Gewalt)と共に、執行権(Regierungsgewalt)の許に位置付けられつつも、司法活動(司法権)については殆ど論じないのに対し、行政活動(行政権)は、改めて諸個人と国家との媒介として論じているのである(vgl. Rph§§288-9)。

ヘーゲルは、司法活動を、市民社会を構成する契機としては、「この〔欲求の〕体系に含まれている〔万人の〕自由という普遍的なものの現実化、即ち、所有の保護(Rph§188)」と規定する。市民社会は、諸個人がその特殊性を思いのままに発揮して、その所有の実現というかたちで自己実現する領域であり、しかも、諸個人のかかる活動によって成り立ち、かつ、存続する領域である、という意味で、経済社会である。その社会を、司法活動は専ら所有の保護という観点から法制面で秩序付け、支える。但し、所有(Eigentum)といっても、それは、必ずしも対象物としての所有物のみを意味するのではなく、所有物とそれの所有者としての人格——所有権の主体——との総称として用いられている。「第二〔の契機〕は、法制(Rechtsverfassung)である。ここでは、形式的〔つまり、司法活動により規定される法的〕自由は、所有している個々人を保護する、という目的を有するが、それは欲求である占有(Besitz)のためであり、また、法(Recht)そのもののためである(Wa §92Anm.)」とヘーゲルが述べるように、司法活動論に於ては、抽象的権利(das abstrakte Recht)として展開された人格と所有との法的(rechtlich)関係が取り扱われる。

欲求の体系の中で個々人は、それぞれの活動を他者との関係を通じて行っており、それは、契約という関係により行なわれるから、個々人相互の間で人格性の承認が成り立っていないなくてはならない。ヘーゲルは、かかる所有権の担い手としての個々人の人格性が、普遍的な権利(Recht)の客観化された法律(Gesetz)という定在を得て、所有の権利を認められている、とする(vgl. Rph§211)。そして、この法律は、それが公開されていることによって、万人に自分達の法律として認識されるものとなっている。即ち、この時、欲求の体系としての個々人の所有を巡る活動に、法律によって、権利としての根拠付けが為され、そのようなものとして、個々人は、自分達の特殊な活動の内に自分達の普遍的権利(Recht)を見出し得る。そして、裁判によって、当事者の権利と共に、万人の権利も実現される。つまり、当事者と同じ特殊性としての陪審員が事実究明

に参加することにより、特殊的事件がその特殊性に於て客観化され、それに対して法律が適用(判決)されることによって、侵害された権利(法Recht)が回復する。特殊的事件と普遍的法律、従って、法との、この統一は、法廷の公開性によって万人が認識し得る、とされる。かくしてヘーゲルは、次のように述べるのである。即ち、

「市民社会に於て理念は、特殊性の内に失われており、内的なもの〔即ち、形式的普遍性〕と外的なもの〔即ち、特殊者の活動〕とに分離し、別々になってしまっているのだが、この市民社会も、司法活動に於ては自分の理念に、即ち、自体的に存在する普遍者と主観的特殊性との統一に還帰せしめられる(Rph §229)」。

司法活動とは国家が、市民社会に現れる活動であり、それは、普遍者が、個々人の相互に承認し合っている人格性に、法的根拠を与え、所有の権利能力を権利として認める活動である。法律は、一方で欲求の体系の個々人の活動を秩序付けるものであるから、個々人に対してはまず威力として現われる。しかし、個々人は、かかる法律が個別的事件に於て実現するのを知ることによって、自分達の権利の認識に至る。従って、司法活動に於ては、個々人の特殊性と、法律、従って法の普遍性との、統一が内面的に為される。しかし、これに対して、行政活動に於る普遍としての政策は、欲求の体系の中で活動する個々人にとっては、常に威力として見做されるのみであり、それがこの体系の中で貫徹されて、普遍性と統一を得るとしても、或いは、陶冶を経た個々人が、心情的には国家への信頼感を生活感情として保持しつつも、他面では、個々人は行政活動に対して対立し得るものでもある。即ち、

「しばしば行政活動には好意が持た(wohl wollen)れない。なぜなら、行政活動は様々な制限を行い、細部に渉る監督(Aufsicht)を執り行うからである(Gr. S. 587)」。

《普遍的家族としての市民社会》

ヘーゲルによれば、行政活動(ポリツァイ)は、欲求の体系の中で活動する個々人の生計と福祉を保障し、所有と人格性を「安全にする普遍者の威力」は「外的秩序(Rph§231)」を保つに留まる。つまり、行政活動の内容は、警察公安行政の他に、欲求の体系の中で行なわれる経済活動を円滑化し、かつ、消費者のための配慮を行なうこと等である(vgl. Rph§§232-36)。その他にまた、ヘーゲルが行政活動論の中で挙げているのは、文教政策、貧困対策、生活環境の整備、等々である(vgl. Rph§§239-48)が、注意すべきは、ヘーゲルはこれらの行政活動を、並列的に、即ち「外的秩序」を維持するための「普遍者の威力」としてのみ叙述しているのではなく、これらの活動の、前者(警察公安行政や経済政策)を、欲求の体系の中の個々人の経済活動に対する管理行政として挙げるのに対して、後者は、個々人という「市民社会の息子(Rph§239)」の福祉の維持向上のための配慮として挙げている、ということである。即ち、この時、ヘーゲルは、市民社会を、その中で活動する諸個人にとっての「普遍的家族(R

ph§240)」と位置付け、かかるものとして諸個人の活動に配慮するものとして叙述する。従って、ヘーゲルは、その活動を単に威力としてのみ、捉えているのではない。

ヘーゲルが市民社会を「普遍的家族」と規定し、その使命を市民社会の中の諸個人の生計の配慮とする背景には、中世以来伝統的に継承されてきた、経済的生産の場としての家族——全き家(das ganze Haus)——の近代に於る解体過程、即ち、経済活動の拠点が、家族共同体からその外へ——ヘーゲルの叙述する欲求の体系——と移行するに伴って、家族の有り様が、中世以来の大家族から、小家族——ヘーゲルが市民社会論の最初に論ずる家族——へと変容する過程がある。ヘーゲルが市民社会を「普遍的家族」と規定するのは、そのことによって、市民社会を家族そのものとして、つまり、家父長(父)を頂点とした心情的結合原理——ヘーゲルの言う「愛」——によって結び付けられた共同体として捉えようとしているからではない。欲求の体系の論じられる時、家族は単に、その中で活動する個々人を、言わば供給する場であるとさえ、見做される。ヘーゲルは、曾ての生産の場としての家族がその成員に対して行なっていた、その成員の生計の維持のための活動が、今や、欲求の体系という、家族を離れた個々人相互の活動関係の中で行なわれている、という認識に立っている。即ち、

「市民社会は、根幹(Stamm)としての家族の絆を撤廃する。誰もが自立的であり、家族の絆は、そのことによって、押し縮められる。家父長的状态(der patriarchalische Zustand)にあつては、諸々の家族は自立性を有さず、普遍的な家族という同族的有り方の中に留まっていた。市民社会に於ては、どの家族もが自立的であり、生計に関して自らを頼みとしている(Gr S. 605)」。

ヘーゲルによると、市民社会の中での個々人は、一方で自己の利益を追求する活動を行うが、その活動は、他方で、市民社会全体に依存する仕方で行われてもいる。そして、個々人の活動は「普遍的資産」を産出するかたちで市民社会全体に寄与もしている。それゆえ、市民社会がその成員に配慮することは、市民社会全体にとって、権利であると共に、義務となっている。成員の生計をも配慮するための活動は、それ故、行政活動のみならず、コルポラツィオンの規定ともされる。——

ヘーゲルは行政活動(ポリツァイ)を——職業団体(コルポラツィオン)と共に——「〔欲求の体系と司法活動との〕両体系中に残存している偶然性に対して、予め配慮すること、そして、特殊的利益を共同的なもの(ein Gemeinsame)として、行政活動とコルポラツィオンとによって、配慮し管理すること(Rph§188)」と規定している。行政活動とは、ヘーゲルが「ポリツァイ国家(der Polizeistaat)(Hom §112)」とも呼び、また、「市民社会を顧慮した普遍者の活動Betätigung(Gr S. 587)」とも述べているように、普遍者としての国家(vgl. Rph§267, bes. §273)が、行政面での普遍的威力として市民社会に現われ、特殊者の福祉に配慮してこれを維持する活動である、と言える。その活動をヘーゲルは、単に「威力」として捉えようとはしない。行政活動(ポリツァイ)

は、上述のように、専ら(欲求の体系としての)市民社会の中の個々人の活動に秩序付けを図るものであるが、この活動は、そこにコルポラツィオンの活動が組み込まれることによって、単に、市民社会の中の個々人の活動に「威力」をもって臨むものではなくなっているのである。——

I-3 ポリツァイとコルポラツィオン

《人倫性の回復》

市民社会は、「普遍的家族」と規定されることによって、分裂している普遍性と特殊性との両契機の統一性が回復されるものとしても把握される。上で確認したように、ヘーゲルは、この統一性を司法活動に於て既に成就しているものとして叙述するが、更に、ポリツァイとコルポラツィオンとを論ずることによって、この統一性を「特殊性の全範囲にまで広げること(Rph§229)」を展望している。

ヘーゲルの規定では、ポリツァイに於ては普遍性と特殊性との両契機の統一性が、未だ外面的、対立的なものに留まる仕方では「相関的合一(Rph§229)」としてなされる。これに対して、コルポラツィオンに於ては「限られてはいるが、しかし具体的総体性のかたちで(Rph§229)」つまり、ポリツァイに於て為されるのとは比べるなら、その領域は狭い範囲に於てであるが、しかし、特殊性と普遍性との統一が、諸個人に内面化される仕方では為される。行政活動(ポリツァイ)は諸個人の特殊性実現のための活動に対して、専ら威力として現れる。そして、それは諸個人の活動を普遍的威力によって、特殊を従属せしめるに過ぎない活動である。これに対して、コルポラツィオンに於ては、特殊な諸個人が自分達の特殊性の中に普遍を見出す仕方では、統一が為される。言い換えると、市民社会の中で特殊な諸個人が、その特殊な欲求充足を目的とした活動をする中で、自分達の活動と有り様との中に普遍性を見出すことを可能とするのが、コルポラツィオンである。コルポラツィオンを論ずる中で、ヘーゲルは、諸個人が欲求の体系の中で活動する中で、自己自身の内に見出す統一性を獲得することを、つまり、「欲求と享受という自己内反省した(in sich reflektieren)特殊性」としての、利己的な目的と、特殊な諸個人の所有権(抽象的権利)という「抽象的な法的(rechtlich)普遍性」との、ふたつの契機が「内面的な仕方では(Rph §255)」統一されることを叙述する。——

諸個人は、市民社会の中で、自己自身の欲求追求の活動を行なう。そして、彼等がそれを行なうのは、自分たち自身の家族(妻や子供達)の生計に配慮するためである。この時、市民社会は普遍的家族として諸個人に現われるが、それは、家族の結合原理である「愛(Rph§158)」——他者との同一性の中で、自己自身を見出すこと——によって、諸個人を結びつけるという意味に於てではない。言うまでもなく、市民社会を全体として結びつけているのは、何よりも先ず、欲求に発する利己心だからである。欲求の体系を諸個人の結合原理とす

る市民社会全体に於ては、まず、諸個人の結びつきは権利関係 — 所有権の担い手としての人格性の相互承認 — が結合原理となる。そして、かかる市民社会が更に、権利と義務との関係に於て諸個人を結び付けるものとして、ヘーゲルは市民社会を普遍的家族と規定する。この時、まず、家族という規定によって人倫性の回復が示される。なぜなら、ヘーゲルの考えでは、家族とは「人倫的精神(Rph§157)」であり、(愛という自然的感情によって)他者との統一性を得ている有り様だからである。そして、それが普遍的であるのは、その人倫的なものが、市民社会という「万人の欲求の体系」の中で回復される時、それは — 家族という個別的なものに於る統一性ではなく — 万人に於る普遍的な統一性の回復だからである。 —

ヘーゲルの叙述では、普遍的家族としての市民社会が、その中の諸個人に対して履行しなくてはならない権利と義務とは、既に上で挙げた事柄、即ち、子供の教育や厚生業務(種痘が挙げられている)、禁治産者に対する後見、貧者への配慮、である(vgl. Rph§§239-42)。その他に、市民社会の行なう活動として、ヘーゲルは、外国(海外)植民地への進出を挙げる。貧困問題そのものを論ずることは、本稿の論題の外に位置するが、次の点は確認して置くべきである。即ち、貧困問題の発生と進展とによって、一方では、市民社会の中で蓄積された「富(Reichtum)(Rph§243)」が少数者の許へ集中し、他方では、大多数の者のそれぞれの特殊な労働が更に分業化され、即ち、労働の「個別化と制限(Rph§243)」が進み、これと同時にまた、この分業化された労働に従事する者に於て(窮乏が進むことによって)「諸々の自由、特に、市民社会の精神的便益を感じ取り、享受する能力を失う(Rph§243)」。

つまり、市民社会の産業社会化の分業を伴う進展を通じて、その中で労働する諸個人は、欲求の体系の中で獲得し得ていた、人格性の相互承認 — 形式的自由 — をも喪失する、とヘーゲルが認識していたことである。市民社会全体は、ヘーゲルが述べるように、新たな市場を求めて外国へ進出や植民を行い、「新たな土地で家族原理へと還帰すること」や、「労働意欲のための新たな需要や分野」を獲得することが可能となる(Rph§248)。市民社会は一方で海外進出することによって、消費者や、商品市場が増加し、新たな労働需要が創出されるが、しかし、そのことは、発展した市民社会の労働形態 — 分業 — によって、労働の抽象化を解決することにはならず、つまり、労働による自己実現を通じた形式的自由の実現は、最早望むことが出来ず、従って、所有によるその実現も望み得なくなる。それ故に、ヘーゲルは、普遍的家族としての市民社会の中で、人倫性を — 市民社会という全体に於てではなく、それぞれに小規模な領域に於てではあるが — 、回復するために、つまりは、理念の分裂態を統一せしめるために、市民社会をコルポラツィオンへと組織化する。そして、それによって、欲求の体系の中で喪失されんとする、形式的自由という普遍的なものを、市民社会の中で維持しようとすると共に、その体系の中では形式的、外面的に過ぎない、統一性を、内面的なものとして実現せしめるのである。即ち、

「特殊性自身が、理念に従って、自分の内在的利益の内にあるこの普遍的な

ものを、自分の意志と活動の目的および対象とすることによってこそ、人倫的なものが内在的なものとして市民社会に帰ってくるのであって、これを実現するのが、職業団体(コルポラツィオン)の使命である(Rph§249)」。

《コルポラツィオン》

ヘーゲルが職業団体(コルポラツィオン)を市民社会論に導入する目的は、それによって、欲求の体系からも — 分業や貧困によって — 切り離されようとする諸個人の人倫化、つまり諸個人の特殊性と人倫の普遍性との統一を図るためである。つまり、コルポラツィオンによって、諸個人を国家と媒介せしめ、ひいては、国家の理念の実現を可能ならしめることにある。このことが、形式的、ないしは表面的にであれ、明確に示されているのは、ヘーゲルが、市民社会論の中で〈ポリツァイとコルポラツィオン〉という表題の許で — 一方は国家の市民社会に於る普遍的な活動であり、他方は市民社会そのものの中で編成される、諸個人の私的な経済的活動組織である、という意味で、お互いに異質なもの、ないしは対立し合うものにも思える — 両者を論じていることである。しかもまた、ヴァンネマン筆記録(1817/18年講義)およびホーマイアー筆記録(1818/19年講義)によれば、コルポラツィオンが〈ポリツァイ〉という表題の許で、論じられていることである。そして、国家を論じる際には、コルポラツィオンが執行権や立法権で、諸個人と国家とを媒介するものとして叙述されている(vgl. Rph§§288 u. 308)ということである。

しかし、諸個人の特殊性と国家の普遍性との、コルポラツィオンによる媒介的統一は、国家という理念の統一態に於て把握されるものであり、市民社会という理念の分裂態に於ては両者の、つまり、コルポラツィオンと行政活動との媒介は、対立を残す媒介として把握される。即ち、市民社会内で活動する諸個人は、コルポラツィオンという労働組織体へと編成される。そして、その成員として諸個人が行なう活動は、「〔国家という〕即かつ対自的に普遍的な目的(Rph §256)」を — 行政活動(ポリツァイ)という「公的威力による監督の許で(Rph §252)」 — 実現することである、と規定される。そして、市民社会に於ては、職業団体(コルポラツィオン)と行政活動(ポリツァイ)との間には、前者の活動を後者が「監督」して、市民社会全体の(経済的)活動を円滑ならしめるという、一方的な関係しか成り立っていない。この時、コルポラツィオンに於る諸個人の特殊な活動と、普遍的な行政活動(ポリツァイ)との統一性は外面的にしか成り立たない。

しかるに他方で、コルポラツィオンは、理念の統一態としての国家の中では国家組織 — 政治的国家(vgl. Rph§273) — の中に位置付けられる。そしてこの時、それは、一方では執行権の許での、行政的管理(Verwaltung)の遂行者のひとつとされ(vgl. Rph§288)、他方では立法権の構成契機のひとつである議会へ、市民社会として代議士を送る団体とされる(Rph §308)。ヘーゲルは国家を、特殊性と普遍性との統一された「人倫的理念の現実性(Rph§257)」と把握しており、その中で論じられるコルポラツィオンを、国家という「普遍的目

的に向けられた職務と活動と(Rph§264)」を諸個人に与えるものとして、把握する。従って、コルポラツィオンと行政活動との間には、市民社会という理念の分裂態に於ては、普遍的威力をもつ行政活動が「監督」をコルポラツィオンに対して行なう、という関係のみが把握されるのであるが、しかし、国家に於ては両者の関係に、内的統一、つまり特殊性の活動自身のうちに普遍性を見出すような統一が成立しており、特殊性と普遍性という理念の契機は内面的に統一されている。即ち、

「家族に加えて、コルポラツィオンが国家の第二の人倫的根抵、即ち、市民社会に根付いた根抵を成す。……両契機は、市民社会に於て、最初は欲求と享受との自分の内へ反省された(reflektiert)特殊性と、抽象的な法的(rechtlich)普遍性というふたつに分裂しているが、第二の根抵はこの両契機を内面的仕方ですべてひとつに結合する(Rph§255)」。

コルポラツィオンの活動は、上述したように、普遍的家族としての市民社会が諸個人に対して行なう、配慮であると、まずは言うことが出来る。つまり、単純化して言うと、市民社会の権利と義務としてヘーゲルの挙げた、子供の教育、禁治産者に対する後見、そして、貧者への配慮に対応して、ヘーゲルは、コルポラツィオンがその成員に対して行なう配慮を、成員の技能の養成、生計の配慮(「特殊的偶然性に対する配慮(Rph§252)」)を挙げている。これらの配慮についての、検討は次章で行なう。ここでは、ヘーゲルが、これらの配慮に関して、「第二の家族(Rph§252)」としてのコルポラツィオンの役割である、と規定している点が重要である。このとき、コルポラツィオンは、市民社会という全体を、コルポラツィオンというかたちで、人倫的に組織化されたものとして捉えられていることになる。即ち、

「コルポラツィオンは社会を組織化し(organisieren)、大きな圏(Kreis)の中の小さな圏を作る。この時、誰も個々人としては存立しない。……国家に於ては、市民は共同体の成員(ein Glied eines Gemeinwesens)であるべきなのであって、単なる私的人間(ein bloßer Privatmann)であってはならない(Ho S. 713)」。

この引用の最後でヘーゲルの言う、コルポラツィオン、ないしは共同体の成員でない者、即ち、「私的人間」とは私的人格(Privatperson)である。即ち、市民社会の諸個人は権利能力を遂行するものとしては人格と見做されるが、同時に、その諸個人は、義務に従って行為することにより普遍的善の実現を追求してゆく道徳的主体でもある。ヘーゲルの考えでは、職業団体(コルポラツィオン)の成員として初めて、諸個人はかかる意味での人格的主体であることが、相互に承認される。諸個人は、コルポラツィオンの成員として初めて身分の誇り(Standes-Ehre)を、つまり、「それ自身が普遍的社会の一体(ein Glied)であるところの、ひとつの全体に帰属していて、この全体の、比較的没利己的な目的に参与し尽力している、ということ(Rph§253)」の承認を得るのである。

また、「第二の家族」としてのコルポラツィオンについて、ヘーゲルは、

その成員への配慮を、コルポラツィオンの権利として把握していることも重要である(vgl. Rph§252)。ヘーゲルは、成員に対するコルポラツィオンのこれらの配慮が「公的威力の監督下で(Rph§252)」行使されると述べてもいる。この時、コルポラツィオンは、行政活動(ポリツァイ)との関係に於て、或いは、市民社会の中での位置付けとして——欲求の体系に於る所有権の担い手、即ち人格としての個々人と同様に——、その特殊性に配慮する権利を有する人格として、行政活動(ポリツァイ)による法的(rechtlich)位置付けを与えられている。ヘーゲルに於て、このことのより明確になるのが、国家論に於るコルポラツィオンについての論述である。——

《コルポラツィオンと国家(執行権)》

ヘーゲルによる、コルポラツィオンの国家の中での位置付けを、ポリツァイとの連関で執行権に限って概観するなら、コルポラツィオンは、「共同の特殊的利益」に対する「行政管理(Verwaltung)」を、コルポラツィオンより選出される「管理者(Obrigkeit)や代表者(Vorsteher)、経営者(Verwalter)等」の許で、みずから行なうものとして把握されている。その自治行政管理の対象はコルポラツィオン自身の特殊な利害や私的所有である(Rph§288)。この行政管理は、また他方で、特殊を普遍の許に「包摂(Subsumtion)(Rph§287)」する執行権——その許に包含される行政権(polizeiliche Gewalt)——が、「普遍的利益を市民社会の特殊な諸目的の中で貫く(Rph§287)」かたちで行われる、と規定されるもいる。そして、この時、執行権の側から、普遍的な政策や法律を適用することによって、コルポラツィオン自身のそれぞれに特殊な利害や私的所有そのものが維持される。さらに、コルポラツィオン内で選出された代表者等に対しては、執行権の側からの認証と任命とが為される(Rph§288)。

従って、コルポラツィオンは一方で自治行政³⁾を行いつつ、他方では、その活動が執行権の側からの管理の対象となっていることになる。そして、行政管理の対象としてのコルポラツィオンが所有権の維持を行うということは、そして、それが、選ばれた代表者によって行われるということは、一方で、コルポラツィオンが自立的な権利能力、即ち、ここでは所有権を、団体として備えていることを、執行権の側から認められている、ということである。即ち、コルポラツィオンはコルポラツィオンとして、権利能力を持つ個体的人格として把握される。他方では、かかる自立的な法的人格としてのコルポラツィオンは、それが管理の対象となっていることによって、国家に対する独立性(Unabhängigkeit)を有さないものである、ということができる。

ヘーゲルがコルポラツィオンに、それによる自治とそれに対する管理とを叙述しているのは、諸個人の「人倫化(Versittlichung)」——人倫の理念の現実態としての国家に於る具体的自由の実現——という目的をコルポラツィオンに於て実現することを考えているからである⁴⁾。つまり、まず、執行権の許に置くことによって、コルポラツィオンに於る包摂を、つまり、普遍的なも

のを特殊なものに適用すると同時に、特殊なものの中に普遍的なものを見出すということを、可能ならしめるためである。そしてまた、コルポラツィオンに於る包摂を通じて、特殊な諸個人を人倫化せしめるためでもある。コルポラツィオン自体を法的人格として、国家の行政の中に組織付けることによって、コルポラツィオンは、権利を遂行する（法的な）人格であることを国家に於て認められると共に、国家の普遍的な目的を追求することを義務付けられる。そして、そのようなものとして、コルポラツィオンは主体的人格として国家の中に位置付けられる。この時、諸個人はコルポラツィオンの活動を通じて、普遍的な国家の活動を — まずは、普遍的なものを貫く威力として — 見出すことになるのである。そして、諸個人は、コルポラツィオンが国家の中で主体的人格としても活動することによって、それはその特殊な活動を通じて普遍的なものの実現のためにも活動するものであることが、見出されるのである。

《諸個人の人倫化》

ヘーゲルは市民社会に於る諸個人の人倫化を、コルポラツィオンの導入によって図ろうとする。この時、諸個人はいかにして人倫化されるのかということ、このことが更に考察されねばならない。ヘーゲルの叙述する市民社会の中での諸個人は、市民(Bürger, bourgeois)としての主体的人格であるが、ヘーゲルは、かかる市民に公民(citoyen)を対置している。即ち、

「市民とはその欲求の満足を顧慮した、或る共同体(Gemeinde)の中での個人の関係であり、いかなる政治的関係(politische Beziehung)をも有さない。公民にして初めて、この関係を有する(Gr S. 472)」。

これまで観てきた限りで、言うことの出来るのは、市民社会に於て活動する市民(Bürger)とは、コルポラツィオンの成員として欲求充足の活動を行なう主体的人格であり、この市民は、コルポラツィオンが執行権の許に位置付けられた活動 — 普遍的國家の許で自治行政を行なうこと — を行なう時、公民として国家と「政治的関係」の中に入る、ということである。そして、このことは、単にかかるコルポラツィオンの成員であるということによって、為されるのではない。というのは、ヘーゲルによると、 —

「特殊的諸圏の権限が認められることによって生ずる団体精神(Korporation-geist)は、特殊的諸目的を保持する手段を国家に於て持つことによって、それ自身の内で、同時に、国家精神に転化する(Rph §289Anm.)」。

つまり、執行権の許で自ら行政的管理を行なうコルポラツィオンの成員として、諸個人には「団体精神」が生じ、それが「国家精神」へと転ずることによって、初めて市民は公民と成る。その過程を明らかにするために、次章で考察するのは、コルポラツィオンの市民社会に於る国家 — その活動である行政活動(ポリツァイ) — との媒介である。

注)

- 1) ホッブズ以降の自然法論に対するヘーゲルの議論についてはRiedel, §2に於て簡明に述べられている。
- 2) Ritter, S. 217f.
- 3) 「自治」について、Staatslexikon(Freiburg, 1988u. 1995)には、以下のよう記されている。「自治(自治行政Selbstverwaltung)という多義的概念は、原初的には(18世紀終わりおよび19世紀を通じて)、純粹に政治的な意味では、市民が、君主の担っていた国家行政(Staatsverwaltung)の遂行に参加すること、さらには、名誉職的裁判官達の参加するもとで、行政裁判所を設けることに参加すること、を意味した。」(Bd. 4, S. 1164)
- 4) 講義の中でヘーゲルは、次のように述べている、即ち「人倫的なものは、ただ単に國家の普遍性という形式に於て顯現せざるをえないばかりではなく、本質的には特殊性という形式に於ても顯現する(Gr S. 628)」。

II-1 市民社会の身分編成

《市民社会の三身分》

ヘーゲル市民社会論に於て諸個人は、実体的ないし直接的身分、即ち、農業身分(der ackerbauernde Stand)と、反省的ないし形式的身分、即ち、商工業身分(der Stand des Gewerbes)、そして、官僚や法律家等の普遍的身分に、「概念に従って(Rph§202)」規定される。類別の視点は、市民社会全体の「普遍的資産(Rph§199)」に参与する仕方にも置かれてもいる。ヘーゲルのいう「普遍的資産」とは、欲求の体系の中で活動する個々人の特殊な欲求を満足せしめる所有物や財産のみならず、それらを産み出す経済的過程やそれを動かす経済的諸力をも意味するが、こうした普遍的資産の形成へ諸個人が参加し、それに与る仕方によって、諸個人は区分される。即ち、ヘーゲルは、欲求を充足する手段としての労働の有様、欲望充足の仕方、そして、労働のために必要な、或いは労働を通じて獲得される教養(Bildung)の有様によって諸個人を三身分に区分する(vgl. Rph§201)。かかる身分の区別に関連して先ず想起されるのは、中世に観られた身分制であろう。ヘーゲルの身分論の考察に進む前に、この点に(若干ながら)触れざるを得ない。と言うのは、ヘーゲルの身分論も全くそれと無関係ではないからである。――

中世ドイツでは、帝国法の他に多種多様なラント法、地方法、都市法といった法源によって、身分が様々に区別されており、これを簡潔に述べることは不可能であるが、それを承知の上で、極めて大雑把ながらも言うと、出生に基づく身分の区別(非自由人・不完全自由人・自由人――但し、これらの区別は流動的なもの)や、職業別身分(自由貴族の騎士身分及びこれと同格の都市門閥・ツンフトに属する下層市民身分・農民)があった。これらの区別に鑑みるなら、ヘーゲルによる身分の区別は、特に後者と何らかの連関を有すると言えるかも知れない。

ヘーゲルの身分論を歴史的な身分制との連関で考察することは、本論考の主要な課題ではないので、それに更に立ち入ることはしないが、次の点是指摘しておいて良いであろう。即ち、18世紀から19世紀にかけての時期は、被支配民としての、つまり、支配、ないしは統治の対象としての客体に過ぎなかった臣民(Untertanen)が、法律上平等な地位を有し、政治について発言する主体としての国家市民(Staatsbürger)へと変貌してゆこうとする過渡期であり、ヘーゲルに於る身分の区別も、このことと切り離して考えることは出来ない、ということである。1815年ウィーン会議以降のドイツ諸国家は、「ごったまぜに集められたラント群を一つの統一的な国家に作り上げる」という課題に直面していた。……国家感情の基礎を形成したのは、もはや帝国国制の等族的枠組みではなく、

ランデスヘル(Landesherr)とラント(Land)との間の……関係であった。すなわち、ランデスヘルは国家機関に、臣民は国家市民に転化していったのである。……新しい諸国家の構成にとっては、国家市民の平等の実現ということが、規定的な意味をもってきた……」¹⁾。諸個人のかかる変容に大きな影響を与えたのがフランス革命(で表明された「人および市民の権利宣言(1789)」)であることは言うまでもなかろう。ヘーゲルの身分論は、その類別の視点に明らかのように、先ず、階層的秩序を形成するためのものとして、ないしは、法律的な或いは権利関係との連関で展開されてはおらず、経済的視点で区分され、展開されている。前章で触れたように、欲求の体系を叙述するヘーゲルは、そこに政治的領域とは独立して諸個人の形成する経済的領域を展開している。そして、そこに於ては――フランス革命を自らの哲学に取り入れているヘーゲルが叙述する――、主体的自由の実現される過程が展開されている点からも、ヘーゲル自身にとって、その身分論が〈自由と平等〉の原理に反するものであってはならないものである。

しかるに他方で、ヘーゲルには、市民社会論に於てこのように区別し、そこで論ずる諸身分(Stände)を、諸身分として、政治的国家の中に位置付けてもいる。即ち、

「シュテンデ(Stände)には二重の意義があり、一方では、それは、市民社会に属するから、農民(Landmann)の身分、商工業身分、そして、普遍的身分である。第二の意義は、政治的国家(der politische Staat)で行なわれるものであり、そこでは、シュテンデとは、領邦議会(Landstände)、州議会(Provinzialstände)、帝国議会(Reichsstände)等々である(Gr S. 511)」。

法制史に於るシュテンデ(Stände)は多義的な語であり、それは、法制面から区分される特定の社会層を類別する概念、即ち、諸身分であるのみならず、国制ないしは歴史学の面でも、各領邦内での局地的支配権・特権を有する領邦等族(Landstände)(貴族や聖職者のグルントヘルGrundherr、自治都市)や、神聖ローマ帝国議会への出席資格を有する帝国等族(Reichsstände)などや、また、それらの出席する議会(Stände)そのものを指し示す概念でもある。上記引用の中では、シュテンデという言葉のこれらの伝統的意味が大きくふたつに分けて指摘されているに過ぎないように思える。しかし、ヘーゲルが続けて次のように述べる時、ヘーゲルは市民社会論で諸身分を類別し、かつ論ずるに際して既に、諸身分(Stände)を有機組織体としての政治的国家に組織化する目的を持って、論じようとしていることが、明瞭となる。

「しかし、この二重の意義は偶然に二重なのではなく、それは、市民社会の中で〔諸身分という〕特殊性の領域を成すものと、政治体(der politische Körper)の中で必然的なものとの、本質的連関点である。政治体は、それが生きるために、自己の中で自己を区別し、自己を有機的に組織化し(organisieren)、自己を有機的器官(Organe)に分解するということ、このことは、最も重要である。このことは、〔政治体と〕同様に、市民社会に於ても当てはまるものであり、〔市民社会の特殊なものと政治体との〕両者が協調するということが、

このことには最高にして絶対的な重要性がある。／市民社会の諸身分は、欲求に関係する身分であり、特殊な利害そのものに関係する身分であるが、特殊性というこの側面は、政治的国家に於る諸利害に接続し、それと同一的にならねばならない(Gr S.511)」。

ヘーゲルが有機組織としての政治的国家(「政治体」)を論ずる際には(vgl. Rph§272-)、特に立法権に関して明瞭に看取し得る(vgl. Rph§304 u. §308)ように、市民社会論での身分編成がほぼそのままのかたちでその構成契機とされている、と——但し、幾つかの条件を付した上で——言うことが出来る。それ故、ヘーゲルは、市民社会の中の諸個人を論理的に三つに区分し、それらに、シュテンデという、政治的国家(に於る議会)との連関、ないしはその中での位置付けを既に含意している言葉を用いることによって、市民社会の諸個人を政治的国家へ位置付けることを用意している、と考えることも出来る。但し、それは、単に諸個人の政治的国家への組織化を、一方で市民社会に於る諸個人を諸集団に類別する言葉と、他方で政治的国家の区別項である立法権の、その一契機を表現する言葉とに、同じシュテンデという言葉を用いている、ということに過ぎないのではない。寧ろ、ヘーゲルは、シュテンデという既に政治的国家との結びつきを示す言葉を用いて、一方で市民社会の中の諸個人を論じつつ、他方ではヘーゲルが市民社会論の中で専ら対象として考察しようとする諸個人が、商工業身分であることを明確化しているのである。このことは、単に、市民社会論で専ら論じられるのが商工業者であり、実体的身分および普遍的身分がそれぞれ諸個人として論じられることが殆ど無い、ということの意味しているのではない。ヘーゲルは、諸個人の人倫化という観点からは後者のふたつの身分は、その「概念に従った」区分から既に、人倫性を獲得しているのに対して、反省的身分たる商工業者こそは、理念の分裂態の実在化された者であり、欲求の体系の中に専ら活動の場を得ているが故に、彼等こそ、人倫化されねばならない、と考えている。——

《身分の誇り》

ヘーゲルは、身分に帰属する諸個人を、単に私的人格——欲求の体系に於る所有権の担い手——としてのみならず、道徳的主体としても把握する。ヘーゲルは、この主体的人格としての諸個人を、それぞれの帰属する集団内で成員に要求される、普遍的な道徳的義務へ適合しており、かつそのような者として自他共に認めている者として——即ち、「誠実と身分の誇り(die Rechtschaffenheit und die Standesehre)(Rph§207)」を有する者として——把握する。そして、実体的身分、即ち、農業身分と、普遍的身分、即ち官僚等とには、この身分の誇りが既に備わっているのに対し、商工業身分はそうではない、と言うことができる。なぜなら、まず、ヘーゲルが、三つの身分の区分の後で、身分に帰属する者には「誠実と身分の誇り」が備わっている、と述べているにも拘らず、商工業身分についてはそれを更にコルポラツィオンへと編成した上で、コルポラツィオンの成員としての諸個人に身分の誇りが備わる、としている

(vgl. Rph§253)からである。

農業身分とは、ヘーゲルによると、その生計維持を自然(Natur)に大きく依存し、自然の産み出す産物を収穫することによって、その欲求を充足する身分である。ヘーゲルはこの身分について、それが生計維持のための活動を行なうに際しては、その労働は悟性的反省的なものでは殆どない、と見做している。ヘーゲルは、かかる農業身分が「家族関係と信頼とに基づく直接的な人倫性という、実体的心性(Rph §203)」を保持しているという意味で、この農業身分を実体的身分(der sittliche Stand)として、即ち、人倫の理念の統一性の実現されている者として把握している。ヘーゲルは、この身分は、人倫が普遍的に客観化されたものである諸々の掟(Gesetze)や制度(Einrichtung)(vgl. Rph§144)と、同じく人倫が特殊的な諸個人に於て主観化されたものとしての愛——他者と自分とが一体化しているという意識——(vgl. Rph§158 u. 147)との、直接的な統一態である家族を、その基礎に置いているとする。それ故、ヘーゲルは、農業身分を一方で市民社会——現象としての国家——の中に位置付けつつも、他方では、この身分に帰属する諸個人は、これを理念の分裂態として実在化されたもの——自らの欲求充足を万人の依存性の体系に依存している諸個人——とは捉えていない。

無論、ヘーゲルは、市民社会の近代産業化の過程の進む中で、農業従事者も市場経済との関係無くしては生計を維持して行くことの出来ないことを認識している。即ち、

「この〔実体的〕身分は、その生計をとりわけ自然に対して期待する。農業経営(Ökonomiek)は、その場合、たとえば工場経営のように、反省的仕方でも行なうことができ、この場合に農業経営は、その自然性とは相容れない第二身分の性格を帯びる(Ho S.625)」。「イギリスでは地所が、工場生産ふうに(fabrikmäßig)利用されるべき素材と見做され、もっと高い割合〔で生産物を〕を獲得するために、土地の改良を行なう努力が為された(Gr S.517)」。

イギリスに於る産業社会化を背景に置くなら、ヘーゲルがここで述べている農業身分の有り様の変化は明確に理解できる。18世紀のイギリスでは農業技術の改良が進み、化学肥料等も用いられるようになって、生産性の高い農業が行なわれ始めている。ヘーゲルの当時のドイツでは、イギリスのような産業社会化は未だ始まってはいなかった(それが顕著に進行しはじめるのは、ドイツ関税同盟が成立した後の1840年代以降)が、農業経営の有り方や技術の近代化(中世以来の三圃農法から、より生産性の高い輪作農法への転換など)は既に始まっている。ヘーゲルは、農業身分については寧ろ、その経営形態の変容を重視するよりも寧ろ、この身分が実体的心性を保持し続けるという点を重視する。即ち、

この農業身分は農業経営の近代化の過程にあっても「ますます、家父長的生活の様式と、実体的心性の様式とを保持する(Ho S.625)」。

或いはまた、ヘーゲルは、農業身分が、利益追求のためには他を顧みない市民社会、ないしは、欲求の体系とは言わば距離を取り、その中に取り込まれる

のを避けようとする傾向を有することさえ、指摘している。即ち、

「農業従事者は一方で私的所有を有し、しかし他方では大地に結び付けられている。従って〔私的所有者でもあるから〕、市民社会と結び合わされており、市民社会が流入することによって生ずる弊害や強制、圧力から逃れることができない。農業従事者はそれ故、市民社会を厭わざるを得ず、市民社会から最初は遠ざからざるを得ない(Gr S. 515)」。

また、普遍的身分(官僚、法律家の他に、軍人、医者、聖職者及び教師が含まれる)について、ヘーゲルは、「**普遍的身分は社会状態の普遍的利益を〔維持促進することを〕その仕事とする(Rph §205)**」と述べ、また、この身分の営みが「普遍的なもののために、普遍的な仕方(Gr S. 521)」行なわれると述べる。つまり、ヘーゲルによれば、普遍的身分は既に教養を備え、それによって労働するのであり、市民社会に普遍的利害を貫徹し、また、特殊を普遍へと陶冶する(bilden)職務に従事している。ヘーゲルは、この身分(特に官僚や軍人)を既に国家の普遍性と統一されたものと、或いは政治的国家の中に位置して、その普遍性実現のための活動に従事する者と見做している。——「普遍的身分は国家に全く依存している。と言うのは、この身分は官職(Staatsamt)によって糊口をしのいでいるからである(Ho S. 807)」。

ヘーゲルが官職保持者や軍人としての普遍的身分を論ずる時、恐らく、彼は領邦君主の許で官僚に任用された(領邦等族である)貴族をも念頭に置いている。18世紀後半のドイツの諸国家の「すでに多くの場所では〔領邦〕君主と領邦貴族との間の旧来の、軍事勤務上の人的つながりをつうじて準備されていたことではあるが、貴族が大量に官界に入り込んだことが、ドイツにおける“国家的”な行政勤務の社会的性格をのちのちまで刻印し、その影響は少なくとも1918年に至るまで尾を引いたのである。貴族たちは、この勤務に自ら進んで意図的に入ることにより、この時代の身分＝職業社会学的な意味における“市民的な”職業のために必要な、さまざまな専門的要求にしたがった。……ドイツでは貴族が、18世紀のフランスにおけるほどにまで名望を失墜することはけっしてなかったが、そうだとすればそのことは、……貴族が実際に軍人として、また、官僚としての勤務において国家に尽くした功績にもよるのである」²¹⁾。ヘーゲルが普遍的身分に関して、教養を備えた貴族をも念頭に置いていることは、所謂『民会論文』で、普遍的な知識と教養を備えた国家官僚の活動が、国家の利害に寄与することについて、次のように述べていることによって示される。即ち、ヴュルテンベルクのような「狭い地方に於ては、学問的教養、一般に普遍的な教養を身につけた人々の大部分は、どうしても自らの経済的社会的生存を官職(Staatsdienst)の内に見出さざるをえない。それ故、こうした国家の役人(Staatsdiener)が除かれるならば、普遍的な事柄についての有意義な見識と経験とを議会の内に齎らすことのできる人々は、問題にならないほど少数しか見出し得ないのである(IV S. 474)」と述べ、国家官僚、つまり、「自分たちの職務に伴う諸権利と、国家の役人としての尊厳とを獲得するに至っている(IV S. 479)」人々の活動は、「国民そして国家の利益(IV S. 477)」に寄与するもので

ある、という認識を示す。そして、ヘーゲルは、他方で、行政に携わる市民層出身の官吏——故国ヴュルテンベルクに存在した、もっぱら血縁関係によって結ばれ、君主に対するよりも、領邦等族と強く結び付いて、その職務をもっぱら私的権利とみなしていた書記(Schreiber, vgl. S. 557ff.)——に対しては、厳しい批判の目を向けている。³⁾

ヘーゲルの考えでは、農業身分や普遍的身分に於ては特殊と普遍との分裂を問題とする必要はなく、その問題を取り上げ、その人倫化を図らねばならないのは、ヘーゲルが理念の分裂態として捉えた商工業身分である。

《商工業身分》

ヘーゲルは商工業身分を次のように規定する。即ち、

「商工業身分は、自然の産物を形成すること(die Formierung)をその営みとし、その生計の手段としては自分の労働、反省、悟性を頼りとし、また本質的には〔自分の欲求および労働を〕他人の欲求および労働と媒介することを頼りとする(Rph §204)」。

この身分は、その生計の維持を欲求の体系、即ち、「他人の欲求および労働との媒介」に専ら依存する。その労働の有り様としては、商品生産の他に流通・販売が挙げられる。この身分は更に、手工業身分ないしは職人(Handwerksstand, Gewerbsmann)と工業家身分(Fabrikantenstand)、そして、商業身分(Handelsstand, なお金融業も含まれる。vgl. Gr S. 520f.)の三つに区分される。前二者は商品生産を行なう者であり、特に工業家身分は機械を用いた大量生産を行なう者である。流通・販売の担い手が商業身分である。これら商工業身分(特に工業家身分と商業身分)の主要な関心は利益(Gewinn)にある。それを獲得するための活動を支え、またそれに必要であり、あるいはその活動を通じて得られるのは、陶冶、つまり、理論的教養(「悟性一般の教養」と、実践的教養(「技能」「習慣」)とである(Rph §197)。欲求の充足(利益の獲得)は、商品が流通し、購入されることに、従って、「欲求の体系」に依存する。この身分の活動を支える原動力が欲望追求であることは、言うまでもなからう。

市民社会全体の活動を見渡す観点に於て、確認しておかねばならないのは、この商工業身分が、言わば市民社会全体の活動を支えている、ということである。——「商工業身分、つまり産業身分は、市民社会の主要身分(Hauptstand)である。現代諸国家に於てはこの身分が大きな重要性を捷ち得たのであって、つまり、近代の歴史全体はこの身分を中心にして回転し、商工業身分や商業身分は他の身分に比して大きな成功を収めたのであった(Gr S. 519)」

18世紀中頃のイギリスに始まった、産業資本主義の確立に伴う生産方法の根本的変革、そして、それによって惹き起こされたイギリス社会構造の全体にわたる大規模な変化の流れを視野に入れるなら、商工業従事者が市民社会に占める位置の重要性は、ここで指摘する必要はなからう。但し、19世紀初頭のドイツでは、イギリスに観られたような社会の産業化は未だ始まってはならず、そ

のための社会的諸条件が整えられ始めたばかりであった。即ち、各国に於てライプアイゲンシャフト(Leibeigenschaft 体僕)制度の廃止(オーストリア1781-82年、バーデン1783年、プロイセン1807年、バイエルン1808年、一番最後に廃止されたのがオーベルラウジッツで1832年)に伴って営業の自由が認められたこと(プロイセンで1807年、ドイツ各国では一般に19世紀半ば頃)により、商工業の発展する条件が整えられ始めたばかりである。機械制工場は1820年代より、特に、ルール地方の工業都市に設立され始めたが、そこでの本格的な近代的石炭鉄鋼業は19世紀後半に発展し始めている。ヘーゲルにとっての現代ドイツは、このように近代産業社会を迎え始めようとしていた時期である。ヘーゲルは、イギリス産業社会や国民経済学を通して、産業化社会としての欲求の体系を論ずるのであるが、市民社会を理念の分裂態として捉えたヘーゲルが問題としているのは、その中で自立的個々人として利益追求を行なう商工業者の有り様である。

《自立的人格としての商工業者》

商工業者は自分自身の生計を、欲求の体系という普遍的なものに依存して成り立たしめる。その中に於て、商工業者は自分の自然的恣意に発する欲求を、所有権の実現というかたちで満足し、しかも、所有権の実現という意味では、その活動によって形式的自由を実現している。その意味では欲求の体系は、かかる自由を実現する普遍的体系であるが、この自由は未だ抽象的な権利の実現でしかない。何故なら、そこに於て実現される所有権とは、私的人格が自分自身の特殊な欲求を実在化したものでしかなく、諸個人の主体性の相互承認は、この体系の中では実現されないからである。即ち、「諸個人は……自分自身の利益を目的とする私的人格である(Rph§187)」からであり、また、諸個人の主観的な私欲追求に発する活動が、欲求の体系という普遍的なものに媒介されて、市民社会の普遍的資産を産み出すということは、諸個人の活動の結果として産み出されたものに過ぎず、かつまた、「普遍的なものは諸個人には手段として現象する(Rph§187)」に過ぎないからである(Vgl. Rph§199)。即ち、

「この身分は、自分が齎らし享受するものを、主として自分自身に、即ち自分の活動に負わねばならない(Rph§204)」。

かかる諸個人とは、自立性、或いは寧ろ、この場合は、独立自尊心の高い、つまり自分自身の才能のみを頼みとした活動を行なう個々人であり、普遍的なもの、つまり社会全体の資産を産み出している、という意識を持つことはあっても、その産出すること自体を自分自身の活動の目的とすることはない。そして、この身分の目的となる普遍的なものとは、富(Reichtum)という、自分自身の欲望を直接に充足し、かつ、拡大する欲望を更に充足してくれる金銭等の財産でしかない。――

「この身分には、〔欲望を〕享受することへの貪欲さや、桁外れさ、際限の無さが有り、このような〔欲望の〕享受は富(der Reichtum)によって調達される(Gr S. 519)。」

そして、この身分に於る諸個人を結びつけているのは、欲求の体系という形式的普遍性であり(vgl. Rph§157)、また、欲求に発する利己心である。それ故、商工業身分としての個々人は商工業身分に属する者としては、普遍的なものを目的とした活動を行なっていることの相互承認――身分の誇りの獲得――を為し得ない(vgl. Rph§182)。そしてまた、欲求の体系の中で、諸個人の行なう経済的活動がより複雑化し、諸個人間の労働の媒介過程がより複雑化するに伴って、生産や流通活動の分業化が進み、欲求の充足は「より抽象的な(Rph§190)」過程によって満足せしめられることになる。この時諸個人は自分自身の特殊な労働の、普遍的全体――欲求の体系に於る諸個人間の結合や、そこで産み出される普遍的資産など――との連関を見失うことになる。かつまた同時に、自分自身の労働で産み出すものは、社会化ないしは普遍化されて他の諸個人の欲求を充足せしめる手段となってしまう(労働の疎外)(vgl. Rph§192)。この時、諸個人の自分自身の欲求を充足するための活動や、従って、所有の実現という意味での形式的自由の実現は、諸個人自身の活動の許では不可能にさえなってしまう。

それ故に、ヘーゲルは、商工業者をコルポラツィオンへと編成し、商工業身分の諸個人をその成員と位置付けることによって、市民社会の中での各自の位置付けの自覚を促進し、市民社会全体との連関を諸個人自身が獲得することを可能にすることによって、かかる諸個人の人倫化を図る。

II-2 コルポラツィオンの編成

《コルポラツィオン》

ヘーゲルが商工業身分を、コルポラツィオンという「労働組織(Arbeitswesen)」ないしは「同業団体(Genossenschaft)(Rph§251)」へ編成する狙いとして、その叙述から、先ず挙げられるのは、経済社会として市民社会を觀た場合に、その中で諸個人の活動そのものによって発生する問題、即ち、貧困問題を市民社会の諸個人が自分達の問題として引き受け、その解決を図ることである。先に触れたように、ヘーゲルのこの認識の底には、欲求の体系によって、一方では形式的自由――自由の実現のための「本質的規定(Gr S. 483)」――が実現されると共に、同時に他方では、その自由の実現が不可能となり、言わば喪失されようとする過程がある。そしてまた更に、欲求の体系の中では獲得されない、商工業身分としての諸個人の「身分の誇り」の獲得がある。即ち、

「特殊な身分〔即ち、普遍的な市民社会の中での諸身分〕に属するということを、ひとは束縛された状態と見做すのであるが、しかし、かかる自由〔即ち、身分に属さないことを自由と考えること〕は誤った考えである。そのような者は、単なる私的人格(eine bloße Person)である」。

ヘーゲルの考えでは、欲求の体系の中で自らの特殊な目的を追求する個々人、つまりここでは商工業に従事する者にとっては、先ず、「自分が目的であって

他の全ては彼にとって無(nichts)である(Ho S.567)」。かかる私的人格としての諸個人とは、普遍的なものを自らの目的としてその実現を目指すという意味での、主体性を欠いた者であり、単に自分の抽象的権利を主張し、その実現にのみ関心を持つ者に過ぎない。かかる諸個人が、コルポラツィオンの成員として位置を占め、このことによって、同様に私的人格である他者との関係にある時、主体的人格であることを相互に承認し合うことになる。――

ヘーゲルの述べる、コルポラツィオンの使命とは、特殊な諸個人が自分達に共通する(gemeisam)問題を、市民社会内に普遍的なものとして把握し、彼らが特殊性の維持を目的とした活動を遂行すること。そして、このことを通じて、同時に、普遍的な目的も実現する、ということである。言い換えると、コルポラツィオンに帰属する成員は、その利己的な目的を追求することを通じて、同時に、成員達に共通の利益(「特殊性の有する内在的に同等なもの(Rph§251)」)を実現し、また、普遍的な目的を追求していることを知るに至る、ということである。そして、ヘーゲルは、諸個人が、かかるコルポラツィオンの成員であるとき、コルポラツィオンという「全体の、どちらかといえば没利己的な(uneigennützig)目的に関与し努力しているということも、承認されている。――こうして、コルポラツィオンの成員は自分の身分の内に自分の誇りを持つ(Rph§253)」と言うのである。

《コルポラツィオンとツンフト》

ヘーゲルはコルポラツィオンを、市民社会の労働組織が、共通の利害を有する者同士によって編成された同業団体、として叙述する。そして、ヘーゲルが、市民社会論の中でコルポラツィオンを論ずる時、その念頭に置いているのは、中世以来の同職者組合、即ちツンフトである、と先ずは言える。ツンフト制度は18世紀のドイツ諸国に於て既に衰退の道を辿っており、これに加えて、18世紀末にフランス統治下に置かれた地域(ライン左岸)ではツンフトの禁止令が出されたり、また、フランス支配からの解放後も営業の自由を認める法令が出されることにより解体していったのだが、しかし言うまでもなく、職業選択の自由を主張し(Rph§206)――そして、欲求の体系という、自立した諸個人が自分自身の活動によって形式的自由を実現する領域を見出している――ヘーゲルはコルポラツィオン論を展開することによって、中世以来の――専ら世襲の成員より成る――ツンフト制度そのものの復興を図ろうとすることはできない。――

ヘーゲルは、営業上の諸特権を有していたツンフトと同様に、成程、コルポラツィオンを「諸特権(Privilegien)(Rph§252Anm.)」の付与されるものとして、また、コルポラツィオンの営業の自由は制限される(vgl. Rph§254)ものとして、叙述する。これら両者の内、前者の「諸特権」に関してすぐさま確認し得るのは、コルポラツィオンは権利能力を遂行し得るひとつの法的人格である、ということである。更に、ヘーゲルの挙げているのは、団体自身の利益を図る権利(Recht)、成員たるべき者には、技能(Geschicklichkeit)や誠実さ(

Rechtschaffenheit)の点での資格を定め、それによって定数を定める権利、成員の生計を保障する権利、そして、成員の能力を陶冶する権利、である(vgl. Rph§252)。また、ヘーゲルの述べる営業の自由の制限とは、それぞれのコルポラツィオンの成員の活動に対する制限であり、「自分の技能を発揮し、それによって獲得し得るものは獲得するという所謂自然的権利(Rph§254)」が制限される、ということである。これらの点から観て、まず、コルポラツィオンとは、ツンフトと同様に、同業者から成る組織体であり、それは諸個人自身の私的利益追求のための活動を制限して、「コルポラツィオン自身の利益(Rph§252)」を優先するものである、と言える。

ヘーゲルのコルポラツィオン論の起源を論題として考察することが此処での関心ではないので、深くは立ち入らないが、極めて大雑把に言うなら、ツンフトとは、特定の技能養成機能をもつ相互扶助組織である。そして、それへの加入には出生や、誠実さ等の品行に関して、厳しい条件を満たすことが要求される。そして、ツンフト強制によってもぐり業者の同種業への参入を抑圧した。そして細部にわたるツンフト規制により、成員の活動にも制限を加えている。それ故、出生の条件は別にしても、ヘーゲル自身、「コルポラツィオンは……商工業〔団体〕、ツンフトと表象し得る(Gr S.621)」と言うのである。また、ヘーゲルがコルポラツィオンに「特権」が有るとする根拠は、コルポラツィオンがそれを行行使することによって、成員に身分の誇り(Standes-Ehre)が生じ、即ち、自分達の特殊な活動は同時に、市民社会全体の目的の実現のための活動となっている、ということが成員相互に承認され、また、社会的にも承認されている、という意識が生まれるということである(vgl. Rph§253)。この身分の誇りをも、ヘーゲルは曾てのツンフトに見出している。即ち、

「〔中世の〕諸都市に於ては商工業の全てがコルポラツィオンであった。そして、ツンフトの身分の誇りが生じたのであって、これは、市民的生の美しき時代であった。この時代には、共通的なものに於る享受が有り、個人は自分のために享受したのではなく、普遍的なものの中で享受したのである(Wa §121 Anm.)」。

《第二の家族としてのコルポラツィオン》

しかし考察しなくてはならないのは、ヘーゲルがコルポラツィオンに「特権」を付与せしめる意図、そして、コルポラツィオンに於る、成員の自由な営業活動を制限することの、内実である。前者が、ヘーゲルに於て、コルポラツィオンに言わば営業独占権を付与するようなものであるなら、曾てのツンフトと同様に閉鎖的な、そして営業面で排他的な団体となり、それは市民社会という経済社会の発展を却って阻害するものと成ってしまう。しかし、ヘーゲルの挙げる「諸特権」には、営業独占権が挙げられていない。そしてまた、ヘーゲルは、諸個人の自立的な活動により形成される欲求の体系の中で、一方では所有権の実現というかたちでの形式的自由の実現すること、そして、同時に他方では、労働の抽象化によってこの自由の実現が阻害されることを知ってい

る。 —

コルポラツィオンの有する特権を、ヘーゲルは、コルポラツィオンが「第二の家族として登場する権利(Rph §252)」と要約する。このことにより先ず明らかであるのは、上で列挙した、ヘーゲルのいうコルポラツィオンの有する権利とは、定員を定めるとする権利以外は、ヘーゲルが、家族や「普遍的家族」としての市民社会(Rph §239, vgl. §238)の、成員に対する義務と権利として挙げたものを、言い換えたものであるということである(vgl. Rph §238)。即ち、家族の長(Haupt)が、妻子のために、生計に配慮し、家族の存続を図ること(vgl. Rph §171)、そして、市民社会に関しては諸個人、ないしは成員の諸権利を保障し、また、成員に要求される技能を育成すること(vgl. Rph §239)である。

さらに、ヘーゲルが、コルポラツィオンを第二の家族として規定し、この家族に、「直接的ないしは自然的な人倫的精神(Rph §157)」としての家族や、普遍的家族としての市民社会の権利と、同様の権利を付与せしめていることには、商工業者たるコルポラツィオンの成員を人倫化せしめるという意図がある。言うまでもなく、欲求を介して、或いは契約を介した所有関係によって相互に結合する市民社会の成員には、愛を結合原理とする家族と同一の結合を望むことはできない。しかるに他方で、市民社会の成員を、単に人格性の承認に基づく権利関係としてのみならず、普遍的なもののために活動する主体性の承認関係としても結びつけるためには、普遍的家族としての市民社会は、個々の成員それぞれの個別的特殊的状況やそれぞれの欲求充足関係から「かなり隔たっている(Rph §252)」が故に、その使命を果たすことは不可能である。それ故、ヘーゲルは、コルポラツィオンという労働組織を、市民社会の中で組織化し(organisieren)、諸個人の人倫化を、普遍的家族としての市民社会に替わって、行う役割を担わせる。即ち、

「コルポラツィオンは社会を有機的に組織化し、大きな圏の中に小さな圏をつくる。このとき、誰も個々人として存立するのではない(Ho S. 713)」

ヘーゲルは、コルポラツィオンをそのように規定することによって、それを — 市民社会の中での、限られた領域に於る有機組織として — 普遍性と特殊性とを諸個人に於て内面的に統一することを可能とするものとして、組織化することになる。ヘーゲルは、コルポラツィオンの権利、つまり、特権を「法律として(gesetzlich)作成された規定(Rph §252Anm.)」であるとし、通常、特権として理解されているような「一般的法律の偶然的な例外(Rph §252Anm.)」としての特権とは区別する。この区別に即して観るなら、ヘーゲルの言うコルポラツィオンの特権とは、市民社会という全体の中での、個別的特殊的な組織体であり、法的人格であるコルポラツィオンの活動に、法的な根拠付けが為されたものである。従って、この特権は、コルポラツィオンの専ら特殊な活動が普遍的権利として、普遍者としての政治的国家により、人格的主体として承認されていることを明らかにしたものである。この時、コルポラツィオンの成員として特殊な活動を行なう諸個人は、「自分の特殊的なものを目指

す利己的目的は、同時に普遍的目的であることが理解され、かつ実証される(Rph §251)」。そして、その活動は、普遍的な目的の実現に寄与するものであることが、普遍者によっても「承認されている(Rph §253)」。

ヘーゲルが、コルポラツィオンの権利は、行政活動という「公的威力の監督(Aufsicht)の下で(Rph §252)」行使されねばならない、とするのは、まず、コルポラツィオンの成員が特殊のための活動に専ら従事しないようにするためである。コルポラツィオンは、何よりもまず、商工業身分に属する諸個人から成る団体であるから、その成員は特殊性の追求に重きを置く活動を専ら行なうことになりかねない。その時、コルポラツィオンは「浅ましいツunft組織(elendes Zunftwesen, Rph §255Zusatz)」に等しいものになってしまう。そうならないためにも、普遍の立場からポリツァイによる「監督」が為されねばならない、とヘーゲルは考えている。即ち、

「通常はコルポラツィオンに反対して、それが産業を制限するものだ、と言われる。勿論、コルポラツィオンという下位秩序を保つ全体(das untergeordnete Ganze)へ、〔国家という〕上位の全体は監督を行わなくてはならない。と言うのは、〔その監督が行われなければ〕コルポラツィオンという全体はややもすれば硬直化(verknöchert)し、自分の殻に閉じこもってしまう(sich in sich verhausen)のである(Ho S. 711)」。

営業の自由の制限については、ヘーゲル自身、それに対して異論の成り立つことを認め、講義の中で詳細に且つ比較的長く論じている(Gr S. 624ff.)。ヘーゲルは、その際、諸個人に自分の技能によって生計を維持する権利のあることを確認した上で、コルポラツィオンによる営業制限がその権利を損なうのか、それとも維持するのか、という論点で議論する。即ち、

「技能を有する誰にも、それを行使し、かつ、行使することによって自分の生計を安全にする権利がある。その権利は単に有るというだけでなく、誰もが自分自身に拠って立つべきであり、自分の生計は自分自身で負うべきなのである。そこで問題は、こうした諸規定がコルポラツィオンの諸権利によって損なわれるのか、それとも維持されるのか、ということである。(Gr S. 624)」

ヘーゲルの議論は次のように要約される。即ち、成員が自由に営業を行なう時、生計の維持という目的 — 「本質的目的(Gr S. 624)」 — は様々な偶然性に左右され、不確定なものとなる。従って、コルポラツィオンにより諸個人の活動が制限されねばならない、ということである。この制限は、コルポラツィオンが第二の家族と規定されていることから、必然的に導出される。成員に無制限の活動の自由を許すなら、それは、行政活動以外に秩序付けを与えるもののない、欲求の体系のみが諸個人の活動領域となるからである。

《コルポラツィオンとポリツァイ》

コルポラツィオンに対して、普遍的な行政活動(ポリツァイ)の行なう監督 — 経済政策 — は、一方では、コルポラツィオンをひとつの法的人格と認めた上で、その、個々の活動に対して行なわれる。ヘーゲルは、この監督

に関して、必ずしもコルポラツィオンの経済活動を強く規制するものとして把握してはいない。即ち、ヘーゲルはアダム・スミスの経済学説 — 「自由放任の原理 (*laisser aller, laisser faire*) (Gr S. 625)」 — を有効であるとして、自由な経済活動が産業の発展を促すことを認めている。従って、行政活動の監督は、市民社会内の諸個人の生計が、様々な偶然的要因に左右されて不安定な状態に置かれたままとならないために、言わば諸々のコルポラツィオンの活動を調停する役割を為すものとも考えられる。

しかし、問題は、普遍的行政活動そのものと、コルポラツィオンの成員との間には、普遍と特殊との内面的統一は未だ、成り立ち得ない、ということである。その成員同士に於る、主体的人格性の承認は為され（身分の誇り）、また、組織体としてのコルポラツィオンも、政治的国家によって、法的権利能力を有する人格的主体として認められている。しかし、かかるコルポラツィオンやその成員に対して、普遍者としての行政活動（ポリツァイ）は、その活動に於ては、未だ、それらに対する「外面的指令 (*Anordnung*) (Rph §256)」であるに留まり、特殊としてのコルポラツィオンやその成員との内面的な統一性は成り立っていない。

ヘーゲルは、コルポラツィオンの目的、つまり、諸個人の人倫化という「目的は制限され有限なものであるから、それは、その真理を……〔国家という〕即自且つ対自的に普遍的な目的の内に持つ (Rph §256)」と、述べる。そしてまた、ポリツァイの諸政策の、市民社会に於る外面性、つまり、市民社会の特殊との対立を残したままの統一性（「相対的同一性 (Rph §256)」）も、同様に国家に於ては、内面的な統一として把握される、とする。ヘーゲルは、政治的国家の執行権を論ずるに際しては、市民社会に於る諸個人の活動の管理行政を述べるのではなく、コルポラツィオン等による自治を叙述しており、自治によって「真理」としての内面的統一は為される、と把握している。

II-3 コルポラツィオンと国家

《コルポラツィオンと都市》

ヘーゲルが、市民社会論の中でコルポラツィオンを編成するのは、欲求の体系の中で活動する自立的人格としての諸個人を人倫化するためである。ヘーゲルは、個別的特殊的な個々人が、ひたすら自分のために活動する時の原理を「原子論の原理 (*Prinzip der Atomistik*) — 誰もが、ただ自分のためにのみ配慮し、共同的なものに気をかけることはないこと (Wa §121Anm.)」、として把握し、この時、個々人を支配するのは悟性的反省である、とする。コルポラツィオンとは、私的人格としての個々人が、共通の利害を有する者同士によって有機的に組織化された団体である。そして、コルポラツィオンが主体的人格性を有することによって、その行なう活動の特殊性は普遍性と統一される。かかる意味でヘーゲルは、コルポラツィオンに於ては理性的なものが顕

現している、と捉える。即ち、

「コルポラツィオンの理性的なものとは、共通の利害、この普遍的なものが限定された形式で現実的に顕現する、ということである (Wa §121Anm.)」。

それ故、ヘーゲルはコルポラツィオンと国家との連関については次のようにも述べる。即ち、

「コルポラツィオンと国家とは本来、同等 (*gleich*) であるが、両者は次の点で区別される、即ち、コルポラツィオンが未だ今のところは市民社会自身の中に位置し、その目的は、社会の目的が特殊であるが故に、特殊な目的なのである (Gr S. 617f.)」。

ヘーゲルが、コルポラツィオンと国家とを「同等である」と言うのは、これまで確認してきたように、その中で諸個人の人倫化が為される、つまり、欲求の体系の中で悟性的反省的な活動に専ら勤しむ諸個人がコルポラツィオンの成員として位置付けられる時、主体的人格性の実現 — 身分の誇りの獲得 — が為され得る、という意味である。しかしながら、ヘーゲルがそのように言う時、ヘーゲルはコルポラツィオンを、単に市民社会の中の主体的人格性を有する特殊な労働組織体、ないしは職業団体としてのみ理解しているのではない。コルポラツィオンは、政治的領域である国家に対して独立的な経済活動を行うと共に、政治的領域にも参与するものとしても把握されている。このことは、ヘーゲルが中世から近世までを振り返って次のように述べ、自治都市 (*autonome Stadt*) の形成に触れていることにより、示される。

「ドイツはこの〔悟性的〕精神によって、原子〔論的な有り方 (*Atome*)〕に分解し、皇帝の権威 (*Kaisertum*) は失墜した。原子論の〔支配的な〕この時代、この野蛮な精神は、どの男爵や小都市もが互いにあちこちで闘い合っている所へ登場したのだが、この時、市民と貴族との衝突を通じて諸都市が形成される、ということが発生した。次いで、諸都市は同盟を結び合い、ハンザ同盟やシュヴァーベン同盟が成立した。こうして、諸々のコルポラツィオンを通じて市民社会が形成された。この諸都市では商工業の全てが再び、コルポラツィオンであった。そして、ツンフトの身分の誇り (*die Standesehre der Zünfte*) が生じた。 (Wa §121Anm.)」。

ここで重要であるのは、神聖ローマ帝国内で自治都市が形成されると共に、「コルポラツィオンを通じて市民社会が形成された」というヘーゲルの認識である。中世ドイツでは13世紀以降、法人 (*Körperschaft*) 的に構成された共同体としての都市 (*Stadtgemeinde*) が形成され始めた。それは、帝国や諸侯、司教等から自治行政権を行使することを認められ、行為主体として独立した団体であり、市長と参事会という行政機関を備えたものである。参事会は当初は富裕な商人によって占められていたが、14世紀頃以降はツンフトとしての手工業者もそれに参与するようになっている。ヘーゲルがこの自治都市を市民社会の領域として捉える時、それは、ヘーゲルが欲求の体系として捉えた、諸個人の自由な活動領域と政治的領域 — 即ち行政機構とが、一方で分離しつつも、諸個人がツンフトを介して政治的領域に参与する仕方に関わる領域である。それ故、

ヘーゲルは上記引用の後で、続けて、「これは、市民的生の美しき時代であった……(Wa §121Anm.)」と述べる。

しかし他方で、ヘーゲルは『ドイツ憲法論』の中で既に、この自治都市が三十年戦争(1618~48)を経て、全体に、つまり、神聖ローマ帝国に依存しない団体として自立化したという、歴史的認識も示している。即ち、

「戦乱時代の無法(ungesetzlich)状態のひどい嵐の許でも、〔帝国〕等族互の間に關しても、また、等族と、〔帝国という〕普遍者との間に關しても、全体の或る連関が成立していた。……近代諸国家に於るように、個別者に対抗した、また、それから独立した国家権力は無く、つまり、国家権力と個別者の実力並びに自由意志とは全く同一のものであった。しかし、個別者は寧ろ、自分と自分の権力とをひとつの国家に於て、共に存立させようとする意志を有していた。／しかし、帝国都市の台頭と共に、〔神聖ローマ帝国の〕独立を願わず、全体をも考慮せずただ個別者についてのみ配慮する市民氣質が、力を得始めた時、心情のこのような個別化はより普遍的な、より積極的な紐帯を必要としたと言わねばならない。……個別者の自由意志に固執して普遍者の許への服従には反抗するという、ドイツ人の根源的性格が勝利を占めたのである(I S. 516 f.)」。

《ドイツ的自由》

ヘーゲルがこのように述べる時、その念頭には、神聖ローマ帝国の国制の特徴のひとつである「ドイツ的自由」が置かれている。「それはまず、憲法構造にかかわる一原則であり、ユーラ・スタトゥム(Jura Statuum)〔等族のもつ諸権利〕——すなわち、選帝侯・諸侯・伯・都市が中世から受けつぎ、また16世紀への変り目の帝国改革の時代に獲得した皇帝に対するもろもろの特権や大権——を守ろうとするものである」⁴⁾。そして、帝国等族のこの諸権利によって、皇帝の権限が拘束されている状態である。ヘーゲルは『ドイツ憲法論』(第一草稿)の中で、この「ドイツ的自由」によって規定された帝国国制について、それを「ドイツの国法(Deutsches Staatsrecht)は私法(Privatrecht)である(I S. 453)」と要約し、「ドイツ的自由」が帝国の隅々にまで浸透している様を次のように説明する。

「〔神聖ローマ帝国という建物の〕個々の部分、即ち、各々の侯家、各々の身分、各々の都市、各々のツンフト、即ち、国家との連関に於て諸権利を持つもの全ては、その権利を自分自身で獲得したのであって、普遍者から、即ち、全体としての国家から頒ち与えられて得たものではない。……ドイツの公法の諸原則(die Grundsätze des deutschen öffentlichen Recht)は、……現実についての物語(Erzählungen)である。と言うのは、占有(Besitz)が法律(Gesetz)よりも先に存在していたからである。そして、占有が法律から発生したのではなく、自力で獲得されたものが、合法的権利(das gesetzliche Recht)と為されたからである。だから、ドイツの国法は……本来的には私法であり、政治的権利(die politischen Recht)とは、合法的占有(ein gesetzlicher Besitz)、

即ち、所有(Eigentum)のことなのである(I S. 454)」

ヘーゲルは、所有権を人格的自由の実現性として把握しており、この自由は、欲求の体系という、政治的領域とは独立した経済活動領域の中で、実現される、と考える。この自由は、コルポラツィオンという法的人格組織の中で、身分の誇りという成員相互の主体性の承認が成立することによって、普遍性との統一を得、その成員は人倫化される。しかし他方で、ヘーゲルは、法的人格としてのこのコルポラツィオンが政治的領域との関係の中で、全体に対して自立的に振る舞うようになるなら、国家という全体は存立し得なくなる、ということも認識している。と言うのは、ドイツ的自由という根本的性格を有する市民から成るコルポラツィオンが、法的人格組織として、国家から独立的自立的に振る舞う自由を主張する時、そこでは私的権利の主張の衝突のみが見出されるに過ぎないからである。神聖ローマ帝国という名目上の国家が、名目の上でも消滅する(1806年)のを体験しているヘーゲルは、それ故、その国家論を展開するに際して、一方では諸個人の人倫化を可能とするコルポラツィオンを重視しつつ、他方では、これを政治的領域に対して自立化せしめないかたちで、国家の中に有機的に組織化することが課題となる。ドイツ的自由を謳歌した曾てのツンフトや自治都市、そして、諸等族がそれぞれ、全体に対して特権を捷ち得ることによって、神聖ローマ帝国は衰退に向かっていったからである。しかし、1815年以降ドイツの地に新たに諸国家の建設されようとする中で、ヘーゲルが「時代の課題はコルポラツィオンを形成することである(Gr S. 619)」と述べる時、ヘーゲルは、一方では曾てのツンフトに実現していた諸個人の人倫化のために、コルポラツィオンを自身の国家論の中に取り入れると共に、コルポラツィオンを政治的国家から自立的独立的な団体とせしめないための制度的保障もまた、国家論に組み込む必要も認識している。コルポラツィオンという法的人格性を有する組織体を、政治的国家を構成する「肢体(Rph §253)」として位置付けて行政に参加する主体とすること、従って、国家という有機的組織体の中で活動する組織体とすること、このことによって、ヘーゲルは、「国家という全体は……内的堅固さを得るに至る(Wa §121Anm.)」ことを可能ならしめようとするのである。

《都市の自治》

コルポラツィオンを通じて諸個人の人倫化を図ろうとするヘーゲルには、何よりも先ず、中世以来の自治(自律Autonomie)の伝統を保持していた都市行政を、国家行政の中に組織化することが課題である。ヘーゲルの身分論に示されているように、農業身分に於ては家族という自然的な人倫的精神がそのまま実現されている。また、普遍的身分もその活動の目的は国家のそれと別ではない。ヘーゲルが商工業身分の諸個人の人倫化を図る時、彼はその活動の拠点である都市をも視野に入れている。即ち、

「都市と田舎(Stadt und Land)——前者は市民的商工業の座(Sitz)、即ち自己の内へ没入して個別化を行なう反省の座であり、後者は自然の上に安らう人

倫の座である。——前者は、他の法的人格との関係の中で自分の自己保存を媒介する諸個人の座であり、後者は家族の座である。これらは、総じてふたつのまだ観念的な契機(ideelle Momente)を成すものであり、これらから、その真実の基礎である国家が生じてくる(Rph§256Anm.)」。

中世ドイツに於て自治(Autonomie)を謳歌した自治都市は、近世以降没落していったとはいえ、19世紀初頭には帝国都市(神聖ローマ帝国直属の、従って、帝国等族と政治的に同格の地位を有し、帝国議会に出席資格を有する独立都市)の数は依然として51に上り、1803年の陪臣化を経てもなお、独立の意識は高かったといえる。新たに「国家を建設する(IV S. 464)」とは、このような都市を統一国家の許に包含することでもあった。ヘーゲルが、都市行政を国家行政の中へ組織化することを通じて、諸個人の人倫化を図ろうとしたということ、このことは、その自治論に関して、シュタイン都市条令(「プロイセン王国市制(Ordnung für sämtliche Städte der Preußischen Monarchie)」1808年)との連関を考察することによって明確になる。シュタインの改革は、19世紀初頭に顕在化したドイツの一般的状況、つまり、諸個人と国家との乖離を解決するために行われたものだからである。——

シュタイン都市条令は、19世紀初頭に行なわれたプロイセンの諸改革の一環を成し、総じて失敗したといわれる改革政策の中で、改正(1831年)を蒙りつつも、近代ドイツの自治制度を確立したものである。シュタインの改革はプロイセン軍が、ナポレオンの率いるフランス軍にイエナおよびアウエルシュテットで破れたこと(1806年)をきっかけに始まった。それは「単に軍事的敗北ではなかった。それは、政治的な崩壊であった。その原因はただ単に敵軍の軍事的優越にあったのではなく、自国の国家体制の硬直化と疲弊とにあり、国家体制は国民のエネルギーをもはや、つくることにも動かすこともできなかった」⁵⁾。つまり、「国家生活への臣民の活発で自由な参加を原則的に切り捨てたこと、……一般大衆にやらせることといえば、これを租税の支払いに限定してしまい、この大衆にとっては戦時といえども静穏こそ第一の市民の義務であるとしたこと、まさにこうしたことによってこそ、この敗戦がかくも壊滅的なものとなりえたのであった。……一般官庁はナポレオンが編成した新たな中央権力のために今まで通りのやり方で働いた。住民もまた、戦争の全期間を通じて、国家の運命にほとんど関わりどころがなかった」⁶⁾。こうして、改革には国家と諸個人との結合という課題が課された。

改革に臨むシュタインの理念とは、国民が立法および行政に参加することによって、「国民の諸力を自由に活動せしめると共に、公益(Gemeinnützig)にも向けさせ」、「全ての国民が自らの犠牲を厭わない共同の活動をしつつ、真正の共同体を形成すること、そして、従順なる臣民の群れを脱して生き生きとした国民となること」であった⁷⁾。その実現のための一改革が都市条令であり、それは各都市に自治制を導入して、都市市民に政治参加の道を開き、同時に、都市市民に公共心(Gemeinsinn)の涵養されることを目的としている。この都市条令は、その前文に於て「市民層が共同組織の行政(Verwaltung der Ge-

meinwesen)へ有効に参加」することによって、「より自立的でよりよき行政制度(Verfassung)を諸都市に与え、……彼ら〔都市市民〕に共同組織の行政への能動的影響〔を行使する権限〕を付与し、かかる参加を通じて公共心を喚起し、かつ、維持すること」を目的としていることを、うたっている。——

都市条令の中で、都市行政制度は概略以下のように規定されている⁸⁾。即ち、都市行政機関として、市参事会(Magistrat)、市議会(Stadtverordnetenversammlung)、行政局(Deputation, Kommission)等が置かれる。市参事会は合議制形式で組織された執行機関であり、市長と参事とにより構成される。参事会員は市議会によって選出される。市長は参事会員より選ばれる。市議会は、市民権を有する各区(Bezirk)の市民により選挙で選出された、議員により構成される。そして、市議会は、参事会に優越してこれをコントロールする機能を持つと共に、都市財政その他の重要事項の決定を行なう。行政局は、教会・学校・救済・防火・保健・建設といった実質的事務処理を担当する。この行政局の成員は、市参事会員や議員、市議会の選出された市民によって構成される。以上の都市行政に関して、それへの市民の参加は、市議会議員の選挙権および被選挙権を有すること(財産による資格制限がある)、そして、行政事務への共働の権利が認められたこと(無報酬)、である。

この都市条令とヘーゲルの自治論との間には、市民の選んだ代表者によって行政が執り行われる、という同質性が看取される。即ち、ヘーゲルに於ては「共同体や行政区、職業仲間」が「それ自身の中で構成され」て「固有の長、代表者、行政管理者等々のかたちで、審議し、決定する役所」を有するものとしての自治組織体が提示されている(Wa 142. vgl. Rph§288)。そして、それらの担当者は「市民グループないしは同輩による選挙」によって選ばれる(Wa 142)。しかし、両者の間には異質性の有ることも指摘して置かねばならない。都市条令に於ては、市民と都市行政とが、各区毎の選挙を介して一挙に結び付いており、ツンフトや商工業団体等は、自治制度から排除されている。ヘーゲルの場合には、コルポラツィオンが自治行政の遂行主体として捉えられており、ヘーゲルの講義録には、都市住民を形式的に区分する仕方には反対である旨も記述されている(vgl. Wa §121Anm.)。

都市条令とヘーゲル自治論との間に観られる、制度面での同質性、異質性の指摘以上に、重要であるのは、自治団体としての都市へ行なわれる国家監督の規定である。中世都市で行なわれたような自治が、同様に行なわれるとすれば、それは、国家の中に国家を形成する事態となる。都市条令に於てはそれを回避するために、また、ヘーゲル自治論の場合は、それを回避するため(vgl. Gr S. 665)であると共に、コルポラツィオンを国家の中へ組織付けることによって諸個人を人倫化するために、両者いずれにおいても、国家監督が自治団体に対して行なわれる。都市条令に盛り込まれた国家監督とは、旧来より都市の有していた警察権(Polizeigewalt)——危険防止という意味での警察権——が、裁判権と共に、国家に固有のものとしてこれに帰属せしめられ、前者の運営は改めて都市に委任されている。このことは、警察業務に関する限り、都市参事会

が国家官庁に從属する機関となることを意味する。また、選挙で選出された参事会員は、政府の認証を得なくてはならない。参事会員は州の行政官庁による承認を得なくてはならず、特に大都市の市長の場合には、議会は推薦者を政府に提示し得るだけである。

ヘーゲルの挙げる、自治諸団体への監督としては、選出された自治行政担当者を「認証し、任命すること(Rph§288)」、全体を見渡す視点から、各自治体の活動に対して「制限(Wa §143)」、ないしは「配慮や管理を行うこと(Rph§289)」、が挙げられている。認証に関してヘーゲルはさらに、選挙による選出ということと併せて、自治行政の遂行されるに際しての「権威(Wa §142)」付けも観ている。制限ないし配慮に関して、ヘーゲルの論述には、執行権が自治団体に対していかなる権限を有するのか、具体的なものは見出せないが、総じて、自治団体を統括・指示する強い権限を考えているようである。ヘーゲルは、執行権によって「普遍的な国家利益と法律的事柄とを、これら特殊な諸権利の中で確立すること(Rph§289)」が為されねばならないと述べ、その際、国家官僚と各自治団体との間には「衝突(Rph§289Anm.)」が起り得ると考えているからである。そして、ヘーゲルは、その衝突を通して「団体精神」が「国家精神」へと転ずる、と考えている(Rph§289Anm.)。 —

国家と諸個人との関係においては、諸個人における人倫性の回復ということが課題であるヘーゲルにとっては、一方で、シュタインの改革の目的、即ち諸個人に於る公共心の喚起との、内面的連関を得ることは容易であるが、しかし、ヘーゲルは飽くまでコルポラツィオンを通じた、諸個人の国家との結びつきを考える。つまり、ヘーゲルは、法的人格組織としてのコルポラツィオンを、都市行政の担い手たる肢体(Glied)として行政組織に組み込むことにより、諸個人の人倫化を図る。コルポラツィオンの中で形成される「団体精神」が、自治行政を通じて「国家精神」へ転化することにより、その成員はどのようにして人倫化されるのか、ということが、次に考察されるべき問題となる。

注)

- 1) ミッタイス、519頁
- 2) フィーアハウス、391頁
- 3) 18世紀後期の国家行政、官僚に関しては、フィーアハウスを参照。
- 4) エーストライヒ、203頁以下
- 5) Huber, S. 120
- 6) ハルトウング、337頁以下
- 7) Heffter, S. 91
- 8) Heffter, S. 92f.

III-1 市民と公民との対置

《市民》

ヘーゲルは、市民社会に於る市民(Bürger, bourgeois)を「自分自身の利益を目的とする私的人格(Privatpersonen) (Rph §187)」と規定する。つまり、市民とは、先ず、所有の権利能力(Rechtsfähigkeit)を遂行して、抽象的権利を実現する者としての人格であり、所有物を獲得して自分の特殊な目的を実現することに専ら関心を抱く者である(vgl. Rph §§35-37)。同時に他方で、市民は道徳的主体(Subjekt)でもある(vgl. Rph§190Anm.)。つまり、ヘーゲルによると、主体としての市民は人格性としての自己を思惟の対象とする仕方でも自分自身に関係し、自己を規定する。この主体は主体的権利、つまり、自分自身の内に見出せる内容のみを、自らにとって普遍妥当的であると承認する、という権利を有し、この権利の実現を自らの目的として行なう。そして、この主体は自分自身の目的の実現が、自分と同様に主体である他者との関係の中でのみ可能であるということを自覚し、その関係の中で自らの見出す普遍性 — 善(vgl. Rph§129) — と、自己自身の特殊な内容を統一せしめようとする。

かかる市民は、一方で、普遍的な欲求の体系に媒介された市民同士の関係の中で、自分の権利の実現を通して、人格としての自由を実現すると共に、他方では、コルポラツィオンの成員としてそれを実現していることを相互に承認し合う。この時、成員は相互に、単にそれぞれの所有権を実現していることを承認し合うのみならず、成員としてそれぞれに共に要求される普遍的有り方、即ち、普遍的な善を実現し、主体的人格であることも承認し合う。

ヘーゲルは、コルポラツィオンに属する成員としての、市民の有り様を本質的な有り方であるとし、主体的人格が相互に主体性を承認し合う領域 — これまで確認してきたことから言うなら、コルポラツィオンという、限られた領域 — を、公共性の領域であると見做す。即ち、

「〔身分に属さない〕この私的人格は単なる個別的な者であって、現実の普遍的有り方の内にはいない。と言うのは、この普遍性とは公共性(Öffentlichkeit)であって、この公共性の内に有るということ、このことが人間の本質的有り方(Wesentlichkeit)を成すからである。人間はこの〔身分という〕絆(Verband)を離れては、個別的な者、私的な者であって、身分の特殊性を通じて人間は、普遍的に承認され妥当なもの(eine allgemein anerkannte und Gültige)である特殊性へと、高められる(Ho S. 637)」。

ヘーゲルの把握する市民とは、特殊な目的を追求する身分としての商工業身分に分類される者同士により形成される、コルポラツィオンという共同体の成員である限りで、主体的人格たりうる者である。ヘーゲルは、市民社会論で、

つまり、欲求の体系という、もっぱら欲望充足に勤しむ者同士で成立する関係としての経済的活動領域のみならず、司法活動やポリツァイ、そして、コルポラツィオンの全体を含む領域を論ずる中で、かかる主体的人格としての市民が、先ずは自己自身の特殊な目的を追求する活動を叙述する。この時、市民は、身分の誇りの相互承認による主体性の獲得によって、コルポラツィオンという公共的領域で人倫化されている者として把握されている。しかし、ヘーゲルは、市民社会を理念の分裂した現象界と捉えており、その中での市民の人倫化は、コルポラツィオンという特殊性を追求する共同体の成員として、その特殊な領域に於る人倫化であるに留まる。

《公民》

ヘーゲルは、かかる市民社会の成員としての市民に対して、政治的国家の成員としての公民(citoyen)を対置する。即ち、

「市民とは、私的人格であり、特殊なものをその目的とする共同体の成員である。そして、その共同体がそのような目的に制限されている限り、市民(Bürger)はブルジョワ(bourgeois)である。これに対して、公民とは政治的国家としての国家の、政治的成員(politisches Mitglied)である。市民社会の中では、目的は私的目的である(Ho S.580)」。

ヘーゲルは、理念の統一性の現実化されたものとしての国家——有機組織化された政治的国家——の成員としての諸個人を、公民として把握する。この時、まず理解されるのは、ヘーゲルのいう公民とは、コルポラツィオンの成員ではなく、政治的国家の政治的成員であり、特殊な私的目的の追求には従事しない者である、ということである。しかし、ヘーゲルのいう公民が、政治的国家の成員として普遍的なもの、政治的国家の利害の追求を専ら行なう者のみを意味し、特殊なものの実現を目的とはしない者である、ということであれば、市民は、市民社会の中で人倫化されることはあっても、決して公民たりうることはない。しかるにまた、ヘーゲルは、公民という「政治的成員」を政治的国家との「政治的関係」を有する者である、とも述べている。公民とは、コルポラツィオンという共同体の中で特殊な目的追求に勤しむ者でありつつ、政治的国家と「政治的関係」を有する者である。——

「市民とはその欲求の満足を顧慮した、或る共同体(Gemeinde)の中での個人の関係であり、如何なる政治的關係(politische Beziehung)をも有さない。公民にして初めてこの関係を有する(Gr S.472)」。

公民とは普遍的なものの実現を目的として活動する者であるということ、このことは確認して置かねばならない。ヘーゲルによると、公民は「公的生(öffentliches Leben)」を生きる者であり、この生にあっては「普遍者の内に於る、普遍者のための生が目的であり、……個人は普遍的な生のために公的人格の有り様で(in öffentlicher Person)存在する(Wa §72Anm.)」。

ここでヘーゲルが公的人格と言う時、それは国家の成員としての主体的人格性を備えた、従って、国家の成員として人倫化されている者をいう。かかる公

民の見出す公共性(Öffentlichkeit)と、先に引用した文に於る「人間の本質的有り方」を成す「公共性(Öffentlichkeit)」との間には、若干異なったニュアンスがある——但し、無論、全く異なっているのではないが。即ち、市民の見出す公共性が、先ずは市民社会内で、コルポラツィオンの成員として見出す公共的領域の有り様であるのに対して、公的人格としての公共性とは、有機組織体としての政治的国家と「政治的関係」の内にあり、その「政治的成員」としての公民が見出す公共的領域である。——

私的人格としての市民は、コルポラツィオンの成員として、共同体の中に位置付けられて活動する。この時、市民は相互にその主体性を承認し合うという意味での、主体的人格である。この市民の形成する公共性の領域とは、市民が私的で特殊な欲求充足を行なうための——欲求の体系という——専ら経済活動によって成立している、普遍性の領域である。市民はコルポラツィオンの成員として、主体的人格であることを相互に承認しているが、この時、市民にとっての全体とは、コルポラツィオンである(vgl. Rph§253)。ヘーゲルがこれに對置する、公民の公共的領域とは、先ず、政治的国家の中での公共的領域、つまり、国家に「政治的」に位置付けられて成立する公的領域である。但し、このように公民を位置付けることによって、公民が官僚や議員といった所謂公的職務に就いている人々のみを直ちに意味するのではない。政治的国家の中に市民を「政治的な成員」として位置付けるということは、市民が、一方で、コルポラツィオンないし共同体(ゲマインデ)に所属し、それを介して自治行政に参加することでもある。このことによって、諸個人は、政治的国家の執行権が市民社会に現れた行政活動(ポリツァイ)へ位置付けられる。そして、この時、公共的領域とは、コルポラツィオンを介した自治行政への参与、という意味で、政治性を帯びた領域である。また、コルポラツィオンの成員にとっての全体とは、政治的国家の市民社会内での活動(ポリツァイ)によって示される普遍的なもの、即ち、国家全体でもある。政治的国家に位置する諸個人は、自分達の特殊な活動——権利の実現——を通じて、普遍的なもの、即ち公共的なもの全体——国家——の活動にも寄与している、ということを実感する。この時、諸個人が、国家全体に於て成立している普遍性——もはや、欲求の体系という自然性に由来する普遍性ではなく、人倫的実体由来する、目的としての「生ける善(Rph§142)」——を自分達の目的とし、その実現を自分達の義務とした活動を行う時、諸個人は公的人格としての公民——「国家の成員(Rph§258)」——として捉えられることになる。即ち、

「国家は内面的目的であって、自分の強さを、自分の普遍的な究極目的と諸個人の特殊利益との統一性の内に持っており、また諸個人が同時に権利を持つ限りに於て国家に対する義務を持つ、という点に持っている(Rph§261)」。

公民としての諸個人は、自分達の活動の目的が国家のそれと別ではないということを知る者である。この時、諸個人は公民として、国家の目的を、同時に自分達の活動の目的としている。公民の活動領域は、共同体ないしはコルポラツィオンの中に見出される限られた領域であるが、公民は、その特殊な活動

の中で、自分達の本質的有り方を支える国家の活動を見出し、その普遍性を自分自身の目的としてその実現に努める、という意味で、普遍性との内面的統一を得るのである。

《自由の実現》

公民とは、普遍的なものを自分の目的として活動する諸個人であるが、その活動は常に特殊なものである。それ故、公民は、自分自身の特殊な活動を通じて普遍的なものの実現を目指す。自分のことだけを考える者としての利己的諸個人、即ち、私的人格としての市民は、コルポラツィオンという共同体へ組織化されて、自分達の活動が、市民社会の「一肢体」としての「全体」に寄与していることを相互に認め合う(vgl. Rph§253)。そして、かかる諸個人が、コルポラツィオンを通じて、政治的国家に位置付けられ、これと媒介される時、諸個人は、自己の普遍性を自覚し、政治的国家を通じて自分の見出す普遍的なものを、自分自身の内容として、その実現を意志する者となる。このことが、ヘーゲルに従えば、国家に於て特殊性と普遍性との内面的統一としての、具体的自由を実現することである。即ち、

「国家とは具体的自由の実現性である。しかるに、具体的自由とは、人格的個別性とその特殊利益とが、完全に展開し、それらの権利がそれ自身として(家族および市民社会の体系に於て)承認されると共に、同時に、それらが一面から言えば自分自身を通して普遍的なものの利益へと移行し、他面から言えばこの普遍的なものを知り且つ意志する仕方(mit Wissen und Willen)で、しかも、それを自分自身の**実体的精神**として、承認し、自分達の**究極目的**としてのこの普遍的なものの為に活動する、ということにある(Rph§260)」。

注意しておいて良いのは、諸個人の意志の目的としての国家に於て実現する具体的自由は、所謂滅私奉公的な有り方ではない、ということである。ヘーゲルの国家論は、一方で、諸個人の自立性(Selbständigkeit)が飽くまで貫かれたものとして展開されている。つまり、市民が自由を実現する領域としての市民社会は、自立的諸個人の活動によって成立してもいる。そして、この市民社会、或いは、自立的諸個人の活動領域としての欲求の体系は、政治的領域とは独立した領域として設定されている。ヘーゲルの言う具体的自由は、一方で、市民社会の諸個人が、コルポラツィオンという共同体に組織化され、その成員や、法的人格としての共同体自身に帰属する普遍的権利が相互に承認されるところに成立し、また他方では、普遍者としての政治的国家によって——自治活動を行う主体的人格として——承認されている、というところに成立する。そして、この具体的自由は、同時にまた、市民自身の(欲求の体系の中での)活動や、コルポラツィオン全体が、自治を介して、「普遍的なものの利益」の実現のために為されているところで成立する。この具体的自由は、特殊な目的の実現を通じて普遍性の実現を目指す公民としての諸個人が、自分達の活動に於て実現する、特殊と普遍との統一性は、自分達の実体としての人倫性の実現であるということを、「知り且つ意志する仕方」で承認することによって、

実現される。諸個人がその活動に於て実現するのは常に、特殊な内容であるが、しかし、自らの普遍性を自覚している公民は、その特殊な内容の実現を通して、その中に普遍性を見出し、同時に普遍的なものが実現されるということを知っている。それ故に、公民としての諸個人は、国家という普遍者を自分達自身の有り様を支える本質と見做し、それを目的とした活動を行ない得るのである。国家に即して観るなら、「具体的自由の実現された有り方」は、それが自立的特殊な諸個人である公民の、コルポラツィオンによって介された経済活動や、また自治行政によって成立するのであるから、国家は、諸個人が公民として活動し得るために、普遍性としての自己を政治的国家へと組織化し、その中へ諸個人を位置付ける様な仕方、自らを組織化すること——市民社会に於る「諸制度(vgl. Rph §263 u. 265)」——によって初めて、可能である。かくして、ヘーゲルは、諸個人の特殊と国家の普遍との間で為される媒介を次のように述べる。即ち、

「普遍的なものは、〔諸個人の〕特殊な利益や、知および意志無くしては、効力を持ちもしないし、貫徹もされない。また、諸個人も単にそれらの為に私的人格として生きるのではなく、同時に普遍的なものの中で普遍的なものの為に意志し、且つこの目的を自覚した活動を行なう(Rph§260)」。

諸個人が公民として、自分自身の普遍性を自覚すること、この過程を、ヘーゲルは、特殊性たるコルポラツィオンの自治と、普遍性たる政治的国家の活動との間で生ずる衝突を通じて実現するものとして捉える。但し、ヘーゲルはこの対立を、普遍性たる政治的国家がその利害の実現を目指す活動を、ひたすら自分達の特殊な利害に反するものとして単に反抗心を抱くような心情的対立と捉えているのではない。このような心情を抱く者をヘーゲルは、「政府や国家の利益のかたちで行われるものは、国民の利益に反するものである、という考え(Meinung)」を抱く「賤民(Pöbel)」と見做す(IV S. 477)。ヘーゲルの捉えている特殊性と普遍性との対立はかかる心情的対立ではなく、特殊利害と普遍的利害との間の衝突を通じて、特殊なものの実現される中に、普遍性が見出され、それが特殊性のなかに根付く過程としての衝突である。ヘーゲルは、執行権の許で、政治的国家の普遍性がコルポラツィオンの特殊性の中に貫かれる過程を通じて、特殊な諸個人が、自分自身のコルポラツィオンに於る自治行政の内に普遍性を見出し、このことによって、諸個人の特殊性と国家の普遍性との内面的統一——「国家精神」の獲得——が実現する、と考えている。即ち、

「市民社会が個人的な私益を巡る万人の万人に対する戦場であるように、ここでは私益と共同的特殊諸要件との軋轢が生じ、また、これらが相合して国家からのより高次の見地および指令とに対する軋轢が生ずる。特殊な領域の権限が認められることにより、団体精神(der Korporationgeist)が生まれるが、この団体精神は、それが国家に於て特殊な諸目的を維持する手段を持つことによって、団体精神自身の内で、国家精神(der Geist des Staats)に転化する(Rph §289Anm.)」。

Ⅲ-2 公民の形成

《コルポラツィオンに於る人倫的側面》

商工業に従事する市民はコルポラツィオンの成員として、特殊性を発揮し、その実現を専ら目的とした活動を行う。そして、市民は、普遍性としてのポリツァイとの関係では、これによって言わば、一方的に監督を受ける客体となっている。ヘーゲルはこの、コルポラツィオンとポリツァイとの関係を、執行権のもとでは、共に行政執行を行う(mitregieren)ものとして、自治と捉え直す。自治とは、市民が政治的国家の行政活動(ポリ ツァイ)に諸個人が参加すること、しかも、一人一人の個人としてそれに参加することではなく、コルポラツィオンを通じての、行政活動への参与である。

「特殊な要件そのものとは、まず、個々の共同体(Gemeinde)、ツンフト、諸身分団体(Stände)、コルポラツィオンの、特殊な所有や目的、利害である。これら特殊な要件は、法的に(rechtlich)、それら諸団体自身によって行政管理さ(verwalten)れる(Wa §141)」。

ヘーゲルは、コルポラツィオンが、行政活動の監督下で、特殊な要件の管理を行なうことによって、成員と国家との間に内面的結び付き——「人倫的側面(sittliche Seite, Wa §141)」——が見出される、と言う。成員は、市民社会の中の第二の家族としてのコルポラツィオンの活動を通して、既に、限られた領域での人倫化を実現しているが、この人倫化が、自治行政への参与によって、普遍的な国家全体との、内面的結合となる。ヘーゲルは、コルポラツィオンによる自治行政に見出される「人倫的側面」を、次のように説明する。即ち、

「この自治行政(Selbstverwaltung)の中には、諸個人にとっては、彼等の身近な利害が普遍的要件に成るといふ人倫的側面が有り、この普遍的要件に於て、諸個人は、自分達の領域の絶対的存立(das absolute Bestehen)を成すところの、国家全体の反映や、自分達の絆や、国家のための活動、そして利害を有する(Wa §141)」。

コルポラツィオンは、その権限の行使を権利として認められている自立的な法的人格主体として、一方で、それぞれの特殊な利害——従って、諸個人の特殊性——への配慮を行いつつ、他方で、自治行政を行う組織としての活動を通じて、普遍的利害を有する国家全体に寄与する。そして、人格的主体としてのコルポラツィオンは、その法的権限を政治的国家によって認められることにより、国家の活動に参加する主体として認められてもいる。特殊な利害に配慮する自治組織体と、全体の普遍的利害に配慮する国家との間には、衝突の生ずることは必然的であるが、普遍性たる国家行政が、特殊性たるコルポラツィオンを単に否定することはできない(vgl. Rph §5Anm.)。普遍的国家行政は、特殊性の活動を一方で特殊性として維持しつつ、そこに普遍的なものが見出さ

れ、これが促進されるような仕方で、コルポラツィオンの行政活動に働き掛ける。

「ここでは政府(Regierung)が、権限の認められている(berechtigt)利害に出会い、この利害は政府により尊重されねばならず、またその限りに於て、行政(Administration)は、かかる利害によってこれを促進するものであり得る。政府は、しかし、監督も行なわねばならず、こうして個人は、ここに、自分の権利の行使のための保護、支援を見出す。即ち、個人は、自分達の権利の行使が上から(von oben)配慮されていることを見出し、かくしてその特殊な利害は全体の維持に結合する(Gr S. 692)」。

コルポラツィオンの成員である諸個人の活動領域は、特殊な領域に限られる。その中で諸個人は、一方で、第二の家族としてのコルポラツィオンの中で人倫化されるが、この人倫化は限られた領域での人倫化であるに留まる。しかるに他方で、諸個人が、法的主体としてのコルポラツィオンによる自治行政に参加することを通じて、自分達の特殊な活動が、国家全体の普遍的活動の中で主体的なものとして認められていることを見出し、自分達の活動が普遍的なものであることを知る。そして、そのようにして、国家全体の普遍性との内面的統一——諸個人の特殊性の人倫化——が実現する。かくして、ヘーゲルは、諸個人は「自分のコルポラツィオンの中に、自分が共に行政活動を行い、自分の特殊性を普遍的なものの中へ移し入れるところの、国家を見出す(Wa §141Anm.)」、と言うのである。

《国家の成員》

コルポラツィオンの中で諸個人の見出す国家は、特殊な諸個人の活動が専ら行われる特殊な領域の共同体という意味で、しかしまた、市民社会の第二の家族として、人倫の理念の実現したものであるという意味で、「特殊な国家(Wa §142Anm.)」と規定される。このことは、成員がコルポラツィオンの活動を通じて、普遍的国家——公共性の領域——を見出すことでもある。この時、成員相互の間で成立する精神、つまり、主体性の相互承認(身分の誇り)は、国家の普遍性に寄与していることの承認に転ずる。そして、成員は、コルポラツィオンの内に見出していた、主体的自由実現のための目的——普遍的な目的——を、更に、国家に見出す。この時、コルポラツィオンの成員に於て実現する自由の意識は、国家の行政活動との媒介を通して、国家に於る自由の実現——具体的自由——として自覚されることになる。ヘーゲルに於て、国家の成員とは、自分の特殊な目的を追求するのみならず、それを通じて見出される普遍的な事柄を自分自身の目的として引き受ける公民である。ヘーゲルは、公民としての諸個人と国家との両者を、国家を諸個人にとっての内在的目的と見做す仕方で結び付ける。この目的は、諸個人が自分達の間で成立している様々な関係——これまでの考察に関して言うなら、コルポラツィオンの中で、そして、コルポラツィオンを通じて成立している関係——を通じて見出す普遍的な目的である。そして、諸個人は自分達の間で成立している普遍的な目的を国家に

於て見出し、その目的が人倫の理念の現実化されたもの — 国家 (Vgl. Rph §257) — であることを知るに至る。ヘーゲルは、このことによって、諸個人と国家とが結び付く、と考えている。即ち、

「私的権利と私的福祉、家族と市民社会、こうした諸圏に対して、国家は一面では、外面的必然性であり、それらの上に立つより高い威力であって、それらの法律も利益も、この威力の本性に従属し、依存している。しかし他面、国家はそれらの内在的目的であって、国家は自分の強さを、自分の普遍的な究極目的と諸個人の特殊利益との一体性の内に持っており、また諸個人が同時に権利を持つ限りに於て国家に対する義務を持つ、という点に持っている (Rph §261)」。

諸個人はその関係の中で相互に主体的な自由を実現していることを承認し合うが、その時、諸個人は自分達の関係の中には、同時に、普遍的な目的であり、「善 (Rph §142)」であるところの義務も「本質的なものとして」「現象する (Gr S. 636)」。

この関係に於て、諸個人は、相互に他者にとって本質的なものとして関係し合い、従って、人倫的実体に関係する。と言うのは、諸個人それぞれに於て、理念の統一としての人倫化はコルポラツィオンを介して、実現しており、この関係全体が、ヘーゲルの論理では、人倫の理念が諸個人に実在化されたものだからである。そして、諸個人がコルポラツィオンの成員として、政治的国家の中に位置付けられ、自分達の人倫性を把握する時、諸個人は、自分達を支える実体としての人倫を、自分達の本質として把握する。そしてこの時、諸個人は、自分達の本質的な有り方を、「人倫の理念の現実性 (Rph §257)」である国家の内に把握し、それを権利と義務との統一として把握する。即ち、

「義務とは何よりも先ず、何か私にとって実体的なものに対する、即ち即自かつ対自的に普遍的なものに対する振る舞い方であり、これに対して権利とは、この実体的なものの、総じて現存在であり、従って、この実体的なものの特殊性の面、私の特殊な自由の面であるから、義務と権利とは、形式的諸段階では、別々の側ないし人格に振り分けて現われる。／ところで、国家は人倫的なものであり、実体的なものと特殊なものとの浸透であるから、国家に於ては、実体的なものに対する私の責務が同時に、私の特殊な自由の現存在なのである。言い換えると、国家に於ては、義務と権利とが全く同一の関連に於て合一されている (Rph §261Anm.)」。

公民とは、この意味で、自分達の間で実現している人倫性、つまり、権利と義務との一致を国家に於て知る諸個人である、ということになる。かかる公民は、自分達の特殊性の追求のための活動を常に、普遍性の観点から把握するものである。そしてこの時、公民とは、自分の権利の遂行が自分の義務であり、かつ、義務の遂行が権利であることを把握している。諸個人は欲求の体系を原理とする市民社会の中で、その特殊性を発揮して自己自身の人格的自由を実現してゆく。しかるに、かかる自由が単に、自分の為し得ることは何であれ、行い得る自由である、と理解されるなら、それは、一方で自由放任の原理によっ

て、市民社会全体の繁栄を齎らすと同時に、他方では、市民社会の必然的帰結として、諸個人自身の自由の実現を不可能にしてしまう。そこにヘーゲルは、特殊性と普遍性との統一、即ち、諸個人の人倫化の必然性を見出す。そして、ヘーゲルは、まず、コルポラツィオンに於る諸個人の人倫化を提示し、更に、コルポラツィオンも、国家全体との関係では特殊な団体であって、その目的の実現は限られたものである、ということを示す。ヘーゲルは、こうして、コルポラツィオンを国家と媒介させることにより、普遍的な目的を諸個人の内に於て内面化することを図る。つまり、諸個人の人倫化 — 権利と義務との統一 — を、国家という人倫の理念の現実態と媒介することにより、実現しようとする。ヘーゲルは、そのために、政治的国家の中にコルポラツィオンを位置付けるにあたって、コルポラツィオンを一肢体として有機的に組織化し、コルポラツィオンを国家全体の活動を支えるものとして位置付ける。つまり、市民社会の活動を自治行政への参加というかたちで、国家行政と結び付けようとするのである。その中での諸個人は、一方で自分達の特殊性の維持と配慮とを行いつつ、その活動を通じての国家全体との結びつきを獲得するものとして叙述される。その活動は、一方でコルポラツィオンによる諸個人の自立的活動の保障であると共に、諸個人において、普遍的全体への配慮をも可能とせしめるようなものとして叙述されている。こうして、ヘーゲルは、諸個人と国家との関係について、次のように述べるのである。即ち、

「具体的国家とは、その特殊な諸領域 (Kreise) へと分節化された全体である。国家の成員とは、そのような身分の成員である。その成員のかかる客観的規定に於てのみ、国家の成員 (das Mitglied des Staates) は国家に於て考察される。国家の成員の普遍的規定一般には、二重の契機が含まれており、それは即ち、私的人格 (Privatperson) と、思惟する者として同時に普遍的なものを意識し意欲することと、である。しかし、かかる意識と意欲とは、それが特殊性 — それは特殊な身分であり、規定であるが — によって満たされている時にのみ、空虚ではなくて、充実し (erfüllt)、かつ、現実に生き生きとしている (lebendig) のである (Rph §308Anm.)」。

補論 司法活動の国家の中への位置付け — 公民形成或いは自治を巡って —

《司法制度と国家体制》

ヘーゲルは、所謂『ハイデルベルク・エンツクロペディー』(1817年)に書き込んだ講義への覚え書きで、市民社会の自治として陪審裁判制も挙げている。即ち、国家体制 (Verfassung) を構成する君主権・執行権・立法権のうち、執行権に関して、「β) 執行権 [。] 普遍的なものの特殊なものへの反省的帰還 (Reflexion) / 低い領域 [即ち、市民社会] に於る自治 (Selbstverwaltung) / 例え

ば、陪審裁判と法廷の公開性(iltung S.193)」と記している。

司法制度を自治として捉えるということは、一般に後者は行政活動として捉えられるから、そして、ヘーゲル自身、自治を専らポリツァイとの連関で捉えているのであるから、奇妙なことに思える。司法権を国家を構成する権力の一つ——ヘーゲル自身は、行政権とは区別して、両者を執行権の許に置くが——と考える立場からすれば、いよいよもってそうであろう。しかし、ロックに始まる——そしてモンテスキューの展開した——権力分立論の思想に拠って立つのではなく、また、19世紀初頭のドイツの司法制度を見渡すならば、事情は変わってくる。というのは、そもそもヘーゲル自身は、諸権力を自立したものとして対立的に捉える権力分立の思想には反対の立場を採っているからであり(vgl. Rph §272Anm.)、また、19世紀初頭のドイツ諸国では、神聖ローマ帝国時代の等族国家(Landstände)制に由来する司法制度の改革が求められ、また改革されつつあった時代だからである。後者については、概観的にはあるが、より説明が必要であろう。——

改革の求められていた当時の司法制度を敢えて一言に要約するなら、司法と行政との不分離ということになる。神聖ローマ帝国レヴェルでの司法制度に触れる必要はなかろう。ドイツの各領邦等族国家が封建国家から官僚制国家へと移行する過程で、裁判官は同時に(行政)官僚として位置付けられており、或いは寧ろ、行政官僚が裁判を司っていた。その裁判形式は一般に糾問訴訟、つまり、専門的知識を有する裁判官が事実の究明を担当し、自らの発見した真実に基づいて、判決を下す裁判形式が専ら行われていた。そして、18世紀に到るまで、裁判官は領邦君主に対してその身分保証は有しておらず、その任命・罷免は領邦君主に左右されていた。19世紀初頭、ドイツが改革の時代を迎え、国政への国民代表機関が論議され始めたのと時を同じくして、官僚制化していた司法制度の改革も——当時の法廷の有り様に対する不信と相俟って——、法治国家の実現のために、議論されはじめ、その際拠り所とされたのが、革命フランスに於て導入された陪審裁判制と法廷の公開性である。フランスのそれは、モンテスキューの権力分立論に基づき、(イギリスに範を採って)司法権の独立性を制度化したものとして導入されたものであり、この陪審裁判制が、1792年以降フランス占領下にあったライン河左岸に(フランス法典と共に)一般的に導入されている¹⁾。ナポレオンによるドイツ支配からの解放後の、ドイツ諸国家に於ては、近代的立憲国家として、司法権の独立は不可欠であるとする国民が、市民の自由を守る防波堤として陪審裁判制導入を要求し始めている。

「事実上は、裁判官に、絶対主義官僚制の様式で全能の権利を授けた糾問訴訟に反対して、訴訟の審理の中での、その中立的な立場が、つまり、公開され口頭で行われるものとして、議会的な要素に親近した手続き、就中、陪審員という素人の参加する裁判が、賞賛された。イギリスの陪審裁判所に範を採った、フランスーライン地方に於る陪審裁判制は、1819年に、バイエルンおよびバーデンに於る最初の議会以来、自由主義者の改革プログラムの核に置かれた。即ち、それは一般に、自由な国家秩序を支える支柱として重要視された。……そ

して、まさに自由主義法律家層にとって明らかとなったのは、司法制度に於る市民の自治(bürgerliche Selbstregierung)という要素から生ずる、官僚制に最も固有な領域で素人が直接に共働するものとしての自治(Selbstverwaltung)との緊密な結びつきであった」²⁾

《司法活動》

ヘーゲルが陪審裁判制と法廷の公開性とを議論する哲学的根拠は先に観たように、自己意識の権利である。それは、法廷に於る法(Recht)の実現に市民自身が参与することを通じて、法を自分達の法(権利)として認識することである。ヘーゲルはそこに市民の陶冶のための大きな意義を観ており、陪審裁判制と法廷の公開性とはヘーゲル市民社会論に於る公民形成にとって、大きな役割を果たしている。しかし、権力論としてヘーゲルの陪審裁判制論を観た場合、それは、先ず、権力分立論の観点から展開されているのではない。ヘーゲルは司法活動が立法機能や警察組織(ポリツァイ)とは分離して行なわれねばならないことは主張する。即ち、

「立法と判決とが一つの人格に於て結合することは出来ないということ、このことは次のことから明らかとなる、即ち、もし両者が結合しているなら、司法権は判決を受けるべき事実そのものに対して法律を作るであろうし、その場合、〔特殊な事件の普遍的法律の許への〕包摂は生じなくなるであろう、ということである(Wa §109Anm.)」。そして、「ポリツァイは犯罪者に対して敵対的に振る舞い、彼を有罪であると見做そうとする。然るに、裁判官は、純然たる正義の司直(bloße Gerechtigkeit)であることによって、犯罪者〔と同じ〕関心をも有している。それゆえ、裁判官とポリツァイとは分離された役所でなくてはならない(Wa §116Anm. S.156)」。

さらにヘーゲルは、司法活動が君主権とも分離すべきことを主張している。即ち、

「君主制に於ては、次のことが本質的な原則である、即ち、法を語る(判決を行なうRecht sprechen)ということが、君主の個人的恣意とならないために、そしてまた、君主は既に元々実に多くの威力を有しているのであるから、君主が自分では裁かないということである。裁く者は当事者に対しては、彼等を裁くこと以外の如何なる威力も有してはならないのである(Wa §116Anm. S.157)」。

司法活動の立法や警察、君主からの独立性に関するヘーゲルの論は、しかし、立法権や行政(ポリツァイ)権、君主権に対して、独立した機関として自立的に振る舞うということを意味するのではないことは言うまでもなかろう。先ず、司法活動に於て立法権は、普遍的なものとしての法律の制定として実在化されている。君主権との連関では、裁判官は国家の官僚であるから、その任免は——職務遂行上の能力が客観的に証明されており、かつ「身分保証(Inamovilität)(Wa.144Anm.)」もされた上で——君主権に帰属している。また、ポリツァイとの分離に関しても、ヘーゲルは次のように述べて、行政官僚と司法官僚と

が協力する — 但し、具体的に何が念頭に置かれているのかは明らかではないが — 機会の有ることを述べている。即ち、

「職務はその様々な部門に分割されねばならない。……分割は必然的である。行政権 (Polizei-Gewalt) と司法権 (Richter-Gewalt) とは分離していなくてはならない。しかし、現実の国家の中では、これら特殊な側面はなんらかの職務に於て、合流しもする (Gr S. 689f.)」。

司法活動をヘーゲルは特殊 (事件) を普遍 (法律) の許へ包摂することとして捉える。また、判決が効力を持って市民の中に行なわれるためには、法廷に「公的威力 (Rph §219)」 — 国家の威力 — が備わっていることが必要である。それ故、司法権は国家権力のひとつに他ならないのであるが、ヘーゲルは、次のように述べて、陪審裁判制と法廷の公開性を、自治や議会制度と共に、国制を維持する保証と見做している。即ち、

「議会 (Stände) は体制全体 (Verfassung des Ganzen) と次のような仕方に関連する、即ち、選挙人の自由な心性、並びに、代議士の自由且つ国法的 (rechtstaatlich) 心性とが、ただ諸個人の権利が司法活動の公開性と陪審裁判制とによって、又、特殊な共同体と利害との権利が市民から構成される役所と自治という自由な制度によって、保障されているときにのみ、可能である、という仕方 (Wa §153)」。

ここで、議会 (Stände) とは、市民社会論で論ぜられた身分 (Stand) の市民と理解してもよからう。議会にはコルポラツィオンに編成された諸身分の団体意志が代表者によって表明されるが、この代表制度に保証を与えるのは、陪審裁判制および法廷の公開性によって、諸個人の権利 (自己意識の権利) が保障され、かつ実現することであり、また、自治による諸個人の自由の実現とである、と述べられている。そして、ヘーゲルに於て、これら両者 — 陪審裁判制・公開性と自治と — は、市民を公民へと形成陶冶するために重要な役割を果たしていることは、此处では、確認するだけでよからう。 —

「法廷の公開性によって〔 — 〕ところで、法廷は陪審裁判制でなくてはならないのだが〔 — 〕市民には、自分達が正当な取り扱いを受けている (das Recht werden) という自覚的感情と国家への関心とが生ずる。更に、彼等〔市民の〕共同体の資産を備えた自治も必要である (Wa §153Anm.)」

陪審裁判制を、ポリツァイ行政への市民の参与という意味での自治と、同一の意味での自治と見做すことはできない。しかし、ポリツァイ行政への参与が、国家の普遍的活動への参加であり、諸個人はこの自治行政を通じて特殊性の維持と共にそれを普遍と関連づける活動を行う。そして、そのことによって、諸個人は国家の普遍性を自らのものとして見出す。それと同様に、陪審裁判制は司法行政への、即ち、普遍的活動への参与であり、これによって諸個人は普遍的権利を自らのものとして見出す。陪審裁判制は、諸個人の人倫化 — 普遍性と特殊性との内面的統一 — という意味では、領域は異なるものの、自治制度と同様な、制度的保障である。

注)

1) 上山安敏 参照のこと

2) Heffter, S. 174

IV-1 ヘーゲルの時代

《時代の哲学的把握》

ヘーゲルは、諸個人の最高の義務を「国家の成員であること(Rph §258)」である、と言う。これまでの論述で明らかにしたところによれば、「国家の成員であること」とは、市民社会に於る諸個人、即ち、市民が公民と成ることを意味する。この意味では、統一国家論を展開するヘーゲル「法哲学」は、他面で諸個人が公民へと形成される過程をも叙述している。それでは、ヘーゲルはかかる国家論の展開を通して、「公衆(Publikum)(Rph Vorr., S. 11)」に向けて、何を訴えようとしたのであるか。

ヘーゲルは、1820年暮れに公刊した『法の哲学 要綱』の序文(同年6月25日付)で、その書が「国家を、ひとつのそれ自身の内で理性的なものとして概念的に把握し、かつ叙述する」ものであり、「国家を、それがいかにあるべきかと、構想しようとする」ものではない、と述べる(Rph Vorr., S. 26)。このように述べるヘーゲルにとって、その哲学的認識の対象となっているのは、現に有る — つまり、客観的精神が有限世界に現象したものとしての — 国家の存立を支え、動かす理性的概念である。言い換えると、ヘーゲルが「法哲学」、即ち、ハイデルベルク時代以降、彼が講義を行い、また書物として出版もした「法哲学」で展開される国家論は、彼の時代のドイツ諸国家の内にヘーゲル自身の把握した、理性的有り様を叙述したものであることになる。

ヘーゲルは自分の認識しようとした時代の国家が、代議制を備えた立憲君主制国家を建設しようとしていることについて、『法の哲学』出版に先立つ3年前に発表した所謂『民会論文』(1817年12月～1818年初頭)の中で、次のように述べている。即ち、

「我々は、国制(Staatsverfassung)についての理念、とりわけ、よってもって国民(das Volk)に対して国制へ働き掛けることを許し、国民に公的生活(ein öffentliches Leben)を与えるところの、国民の国制への参加を認めることについての諸理念を、ここに〔即ち、ヴュルテンベルク議会で行なわれた討論に〕他の著述家の思想と比較される、或る著述家の思想として見出すのではない。我々は、ドイツ政府(eine deutsche Regierung)とドイツ国民(ein deutsches Volk)とが、これらの問題を巡る精神的作業に従事しているのを、観るのであり、思想が現実性の再生(Wiedergeburt)に没頭しているのを、観るのである(IV S. 463f.)」。

ヘーゲルはここで、故国ヴュルテンベルクのみを念頭に置いて語っているのではなく、当時の(南)ドイツ諸国家に於て為されつつある、憲法制定と議会開設の動向ことをも視野に入れて、語っている。ヘーゲルがこのように語る、

その背景に控えているのは、ウィーン会議で1815年6月に締結されたドイツ連邦規約(Deutsche Bundesakte)の第13条、即ち、「全ての連邦諸邦に於てラントシュテンデ制(Landständische Verfassung)が行なわれるであろう」という条項に基づいて、ヴュルテンベルク王国を含むドイツ連邦諸国で、「代議制度(eine repräsentative Verfassung)を導入することによって……ドイツ君主制(eine deutsche Monarchie)を完成する事業(IV S. 462)」が行なわれつつあったという事情である。ナッサウでは既に1814年9月に憲法が制定されており、その後もバイエルン(18年)、バーデン(同)、ヴュルテンベルク(19年)、と次々に憲法が制定されている。そして、プロイセンでも1815年に成文憲法典を制定することと議会の開設されることが布告されている — 但しプロイセンでは1821年6月に、憲法の発布を無期限に延期する勅令が出されているのだが。この状況に鑑みるなら、ヘーゲルが「法哲学」で展開する立憲君主制は、彼にとって現に有る、或いは、現に有ろうとしている、国制であり、それを自らの哲学的認識に基づいて叙述したものに他ならないということになる。ヘーゲルにとって、「肝腎なことは、時間的に過ぎ去り行くものの外見の内に実体を、しかも内在的な実体を、そして、現在の永遠なものを認識することである。と言うのは、理念と同意義である理性的なものは、己れの現実性の内に有りながら同時に外的な現存在(die äußere Existenz)の中へ踏み入ることによって、無限に豊富な諸々の形式、現象、形態化された有り方で出現し、多彩な外皮で己れの核心を包むからである(Rph Vorr. S. 25)」。

このように述べるヘーゲルは、現にドイツ各国で創建されつつある立憲君主制国家という「現存在」の中に自分が「核心」として把握した、「理念」の運動として、その国家論を叙述したと言える。そして、このことによってさらに、ヘーゲルは、かかる国家論を現に有る国家を正当化するために或いは擁護するために展開したのだ、と先ず、考えることもできよう。言い換えると、ヘーゲルの立憲君主制論は当時の — 形成されつつあった — ドイツ諸国家を哲学的に基礎付けようとするものである、ということである。このことを端的に示すのは、ヘーゲル立憲君主制論に於て、君主権が他の二権に対して有する優越性である。つまり、ヘーゲルの叙述する君主権は、ウィーン会議以降相次いで制定された南ドイツ諸国の各憲法に、共通して採用されている君主制原理(das monarchische Prinzip) — 君主は、国家のあらゆる権力の源泉であり、主権者として議会に優越するという思想。議会は君主ないしは国家権力の行使されるに際して、協力するものと位置付けられる — を採っている、と観ることのできる点であろう(vgl. Rph §§278-79)。 —

「〔バイエルン、ヴュルテンベルク、バーデン、そして、ヘッセン＝ダルムシュタットの〕南ドイツ四ヶ国の憲法はいずれも、世襲君主制の不可侵性から出発した。昔ながらの地域や比較的新しく編成された地域全体としての国家は“君主制主権国家”であった。統治者の人格は“神聖にして不可侵”であった。君主は国家権力の全ての権利を一手に握っていたのであって、これら諸権利の行使の点に於てのみ、君主は憲法上の制限下に置かれたのである。……国家権

力の行使に於て統治者は、憲法上制限されたにも拘らず、南ドイツの各憲法は全て、君主制原理に置かれた。統治者は国家の諸々の国家機関と並ぶ単なる“国家機関”ではなかった。つまり、君主権は国民によって代表される者でもなければ、“国家契約”による国民代表によって代表されるものでもなかった。君主権はまた、憲法によって初めて統治者の手に委ねられるものでもなかったのである。……」¹⁾

しかしながらまた、「つい最近終ったばかりの……この25年間の現実が、この理念を把握する様々な試みの光景と、貴重にして包括的な経験とを与えてくれた」ものこそ、立憲君主制国家という「国家の理念、従って国家の本質的統一の理念(IV S. 465)」である、ということ、このことをヘーゲル自身は洞察している。この理念が、今や、曾ての神聖ローマ帝国という「空虚な名前(IV S. 464)」に過ぎなかったドイツの地に、統一(諸)国家として現実化しつつあることをヘーゲルは(哲学的に)認識していたということも、看過してはならない。国家とはひとつの統一された国家であるということは、19世紀初頭の「ドイツ人」にとっては何ら当たり前のことではなく、曾て『ドイツ憲法論』を叙述したヘーゲルにとっても同様であったのである。即ち、

「ドイツの“諸国家”のなかで、1800年までは統一的に組織され中央からあやつられる行政機構をもつものはごく少なかったし、全国民を直接かつ一様にとらえる行政機構をそなえた国家にいたっては皆無であった。領邦君主の政治的意志を公的生活に完全にゆきわたらせようとすることは絶対主義に内在する傾向であるが、これはどこにおいても達成されず、いかなるところでも旧来のゲノッセンシャフト的な諸制度がすっかり取り除かれヘルシャフト的な諸制度によって置き換えられることはなかった。……18世紀の後半においてなお、その精神からいっても制度の現実からいっても身分制の刻印をおびていた帝国の内部には、あるいは家父長制的に、あるいは二元論主義的に、あるいは君主制的・絶対主義的に、あるいはまた民主制的・寡頭制的に(帝国都市!)統治されるもろもろの国家的構成体が併存しており、それらのうちには、近代的な意味で“国家”と呼ぶに必要とされる属性の多くを欠いているものも稀ではなかった」²⁾。そして、「南ドイツの四大国は、ライン連邦時代に、その版図を整理統合し甚だしく拡げるに至った」³⁾。「南ドイツ諸国家の統治者たちは既にライン連邦時代において、しかしながら、ドイツの解放以来真に初めて、その古くからの領域を新たに獲得した領域と共に、一つの確固たる国家統一へと融合する課題に直面した。」⁴⁾

現に行なわれつつあるこのような統一国家の建設をこそ、ヘーゲルは、国家を把握するに際しての問題として取り組んでいたのであるが、ヘーゲルにとって、この統一国家は、強力な中央集権制国家のように、「唯一つのバネが他の全ての無数の歯車に運動を伝える機械(I S. 481)」であるような、国家(ないしは政府)機構を動かす制度の有り様として、認識することはできなかった。この点を明らかにし得るのは、ヘーゲルの主権概念である。

《主権国家》

ヘーゲルが「法哲学」の中で展開した統一国家論は、それが自由意志の実現態として展開されるものである限り(vgl. Rph§4)、諸個人と国家との関係が問題とならざるを得ず、それは諸個人の意志が国家の意志の許に「統一」される過程として論じられている。そして、かかる国家をヘーゲルは君主主権の国家として論じているからといって、その中の諸個人は統治され支配されるものと見做されているのではないということ、このことは、これまでの論述によって明らかにしたところである。ヘーゲルは、諸個人が国家の許に統一された有り方を、主権との連関では次のように述べている。即ち、

「**国民主権**(Volkssouveränität)ということとは、一国民(ein Volk)が、一般に**対外的に**自立したものであり、一個独自の国家を成している、という意味で言うことが出来る。……それ故、**対内主権**についても、一般に**全体**についてのみ語り、……主権が**国家**に帰されることが示されているとすれば、主権は**国民**の内にあるということも出来る(Rph§279Anm.)」。

ヘーゲルの主権概念そのものの考察は本論考の主題の範囲外であるから、それに詳しく触れることは出来ないし、そしてそれ故、君主主権についても詳しく触れることはしない。ここでは、国家の中の諸個人と主権との関係のみを述べるに留める。

ヘーゲルに於る主権とは、端的に言うと、政治的国家の諸機構の運営を全体として統一的に行なわしめる原理である。つまり、ヘーゲルに於て主権は、まず、ふたつの規定から構成されており、それらは即ち、官僚の活動権限と政治的国家の諸権力とである。ヘーゲルの叙述では、主権は一方で、特殊な諸権力——執行権や、その許に包含される行政権と司法権力——が特殊なものとして市民社会に顕現するが、その特殊性の顕現は、普遍者としての政治的国家という有機組織が、市民社会に於て、司法活動および行政活動という活動として現れる。この政治的国家の各組織体が市民社会の中でそれぞれ独自に機能し活動することによって、この国家全体が活動するのであるが、それは、各部分がバラバラな活動を行なうのではなく、それらの特殊な活動が普遍的全体によって統一されたものとして為される、と見做されている(vgl. Rph§276)。この時、特殊な権力の活動を遂行する官僚は、その職務や権限の行使を、全体の政治的国家に由来するものとしてのみ、認められている(vgl. Rph§277)。そして、有機組織としての国家全体の統一性は、ヘーゲルの考えでは、官僚機構のみならず、自治行政を行う団体としてのコルポラツィオンにも、貫徹される。この時、ヘーゲルのいう主権とは、コルポラツィオンの行なう自治が、自立的に独自の活動を行なわしめないようにする原理としても理解される。ヘーゲルは、国内の諸団体がその自立性を恣にした活動を行なうことによって、国家そのものの存立が崩壊してしまうということ、このことを、曾ての神聖ローマ帝国の消滅の内に見て取っている。即ち、

「歴史的に観ると、曾てコルポラツィオンや共同体であったものは〔神聖ローマ帝国の〕主権に対立した。特殊な組織のいずれにも、自己自身を維持す

る衝動がある。……自立的になるという衝動、自分の内に引き籠もろうとする衝動は、国家の中のコルポラツィオンの全てが有している。……ドイツ帝国の中にはこの点に関して極端な状況が観られたのであって、帝国に於て諸都市は自由であり、諸侯が自立的になったのである。……こうして国家は崩壊した(Gr S. 665f.)」。

ヘーゲルの主権とは、国家全体を統一的に活動せしめるものとして、先ず、国家に帰属する国家主権である。このことを、ヘーゲルは次のように述べている。即ち、

「主権は、有機的諸組織が国家の統一性の内にあるということ……の内に存する。……国家が自分自身と統一された有り方であり、自分の中で主人(Herr)であり支配者(Meister)であるということ……このことが国家の主権である(Gr S. 669)」。

ヘーゲルが主権をこのように国家の統一性と結びつけて考えるのは、国家の対外的自立性をも念頭に置いているからである。或いは寧ろ、ドイツの現実の有り様を、即ち、各国で行なわれている、主権国家の形成を観ているヘーゲルにとって重要であるのは、自立的な個体としての「主権国家」を把握することであったと考えられる。

IV-2 「国民」の形成

《国家の統一》

ヘーゲルは、自分の生きる時代の国家の原理を、諸個人が自由な主体的活動を行なって、その特殊性を発揮しつつ、その活動の中に普遍性が貫かれ、諸個人が普遍性を自らの活動の目的とすることである旨を述べている。即ち、

「現代国家の原理の持つ、とてつもない強さと深さは、主体性の原理がおのれを完成して、人格的特殊性という自立的な極になることを許すと同時に、この主体性の原理を実体的一体性の内へ連れ戻し、こうして主体性の原理そのものの内に実体的一体性を保つ、ということにある(Rph §260)」。

ヘーゲル国家論に於て、諸個人は、一方で自分自身の特殊性を存分に発揮しつつ、即ち、市民として自己実現しつつ、他方では、公民として普遍的国家を目的とした活動をもする諸個人として叙述される。ヘーゲルの観るところでは、「完成された国家(der vollendete Staat)とは、その理性的な諸契機全てを自分の中で展開せしめ、自由に為すがままに任せ、しかるにこの自立性に於てさえ、それら諸契機を自分との統一性の内に保つような国家である(Gr S. 635)」。

この統一国家論をヘーゲルは、諸身分や、共同体としてのコルポラツィオンを政治的国家——有機組織としての国家——に位置付けて展開する。この位置付けは、一方で執行権へ位置付けることであり、他方で立法権へ位置付けることである。ヘーゲルは、このように、諸団体を国家制度の中に位置付けるこ

とによって、諸団体の成員の精神——団体精神——が、国家の精神へと、即ち、「国家を自分の実体として知ること(Rph §289Anm.)」へと転ずるとする。国家の中に位置付けられたコルポラツィオンの中での活動——統治権の許での自治——を通じて、その成員としての諸個人は、普遍的自由を自覚するに至ることをヘーゲルは考えている。この国家の精神とは、これを諸個人の政治的心性として捉えるなら、ヘーゲルの所謂愛国心(Patriotismus)である。ヘーゲルは、この愛国心が諸個人の心性として形成されるのは、有機的に組織化された政治的体制(die politische Verfassung)の成果としてである、と考える(vgl. Rph §268)と共に、この愛国心が政治的体制の存立を支える、と考える。ヘーゲルは愛国心を、一般に理解されがちな「特別並み外れた(außerordentlich)献身や行為に駆り立てられる気分(Rph §268Anm.)」とは区別して、「日常の状態や生活関係の中で共同体を実体的基礎および目的として知ることを習いとする心性(Rph §268Anm.)」、ないしは「国家への信頼(Rph §268)」であるとし、それは、「諸個人と、つまり、その知や意欲や存在や心性と、実体的なもの、普遍的なものとの同一性(Gr S. 641)」であると説明する。ヘーゲルは、この愛国心を具体的に、「習慣は我々の生存全体が依拠しているところのものを見えなくする。誰かが夜中に安全に通りを歩く時、その人は、安全でないこともあり得るとは、思いもよらない(Ho S. 725)」とも説明しているように、諸個人がそれとは自覚しない、しかし、無意識の内に、自分たちを支えているものへの信頼感として形成されているものである、と考えている。

ヘーゲルは、愛国心をこのように規定することによって、国家全体を堅固な有機組織として構築し得ると考えている。愛国心と政治的体制とは、それぞれ、普遍的精神が主体(主体的実体性)と客体(客体的実体性)とへ展開し、現象したものとして把握されている(vgl. Rph §267)。つまり、ヘーゲルによるとこの精神は、「自分自身の中での一つの過程である。即ち、自己を自己の内では分節化し、自己の中に諸区別を立て、この区別を通して広がり行き、自らを循環する(Gr S. 640)」。

そして、この精神は国家の諸区別——諸権力や諸職務、諸活動——から、コルポラツィオンを通じて諸個人の中に、愛国心という心性、即ち、国家への素朴な信頼感を形成し、しかも、この心性は国家全体を指向し、これを支えるものとなっている。と言うのは、「愛国心は国家の諸制度の成果である。しかし同様に、この心性は原因でもあって、この心性を通じて、そして、この心性に基づいて、国家はその活動を維持する(Gr S. 641)」からである。

そして、諸個人が国家とそうように媒介される時、普遍の実体への信頼——愛国心——は、国民であることの誇り(Nationalstolz)にも転じ得る、とヘーゲルは言う。この誇りを、ヘーゲルは国家との一体感として説明する。即ち、それは、「私はプロイセン人である、とか、私はイギリス人である、という単純な意識、私はこの国家の市民であって、私は、国家がそうであるところの者であり、国家は私の存在である(Gr S. 641)」という意識である。ヘーゲルは、統治される者に過ぎなかった曾ての臣民(Untertan)を、国家と一体感をもち、

統治されると同時に統治に参与する意識をも有する、「国民(Nation)」として把握しようとし、「国民」として叙述するのである。

終わりに

F.ハルトゥングによると、「帝国国制を倒壊させた衝撃はフランス革命から発したものであった。しかし、革命がフランス国民の束縛を解いてフランス国家の諸力を大いに伸長させ、この国家に、ドイツの広大な地域をその直接ないし少なくとも間接の支配のもとに服従させる力を与えたことによって、この革命は同時に、ドイツ国民のそれに対応する諸力を呼び醒ましたのであった。フランス人がドイツを支配していたその時代に、従来はただ文学的に規定され世界市民的な雰囲気にとらわれていただけのドイツの国民意識が政治化し、国家形成を、つまり旧帝国に存在していたような政治的な全体的結合の再建を要求するようになった。かくして国民の統一要求と、個別諸邦の分立的指向との葛藤が、1806年以降のドイツ国制史の内容の一部を形づくることになるのである。／＼国民が——行為主体としては皇帝と帝国等族以外のものを知らなかった旧時代とはまさに対照的に——いまや自己の運命の決定に参加してこれに影響をおよぼそうと努めるという事実、この事実の中に、1806年以降のドイツ国制史の第二の側面が示されている。立憲運動がすなわちこれである」⁵⁾。

ヘーゲルが「法哲学」を論じたのは、1815年以降のドイツ国民国家形成時代のまさに始まらんとした時期であり、彼はその統一国家論を論ずるにあたって、何よりも、国家の統一性を重んじた議論を展開している。その意味で、ヘーゲルの国家論は時代の精神の哲学的に把握したものである、とすることはできる。むしろ、我々はそこに幾つかの論点を見出すことができるのであって、たとえば、立憲運動と不可分に結び付く議会制度が挙げられる。本論考でも若干触れたように、ヘーゲルの論ずる議会制は伝統的なシュテンデ（身分制議会）と切り離して論ずることはできないのである。或いはまた議会制と連関することであるが、コルポラツィオンにしても、それを伝統的なツunft（同職者組合）を無視することはできない。その他にも様々な、伝統的諸制度との連関を指摘することはできよう。それらをもって、ヘーゲルを単純に保守主義者と断定することは容易である。しかしながら、他方で、ヘーゲルがフランス革命によって万人に認識された自由の理念を、「法哲学」の中核に据えていることも見落としてはならないであろう。リッターが言うように、ヘーゲルは他方で「革命の哲学」という側面も持っている⁶⁾。恐らく、ヘーゲルの「法哲学」にはそれに取り組む者が予め持っている様々な考え方、思想、立場によって、様々な解釈し得る哲学思想の、最たるものなのである。

本論考では、諸個人と国家との媒介を専らコルポラツィオンの吟味を通じて考察し、それによって、ヘーゲルが諸個人の国家の中への位置付けをどのようなものとして叙述し考えていたのか、明らかにしたつもりである。ヘーゲル

のいう「国家の成員」とは、三月前期(Vormärz)の運動の中で考察するなら、国民(Nation)の有り様を哲学的に把握しようとしたものである、とすることができる。無論、そのように言うには、本論考の考察では十分でなく、議会についての考察や、君主権についての考察——立憲君主制という政体の考察——等など、他にも考察すべき範囲は残っている。「国民形成の一側面」とした所以である。

注)

1) Huber, S. 336f.

2) フィーアハウス、376頁以下。

3), 4) Huber, S. 315f.

5) ハルトゥング、238頁以下。

6) Ritter, bes. S. 192f.